

**令和4年2月4日(金)中止しました 堺市南区自治連合協議会
代表者会議(2月定例会)の案件は、下記のとおりです。**

〈 案 件 〉

1. 泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画(案)に対する意見募集の実施について
(泉北ニューデザイン推進協議会)
※ 別添資料をご覧ください。
2. 堺市自治連合協議会案件
 - (1) 依頼案件
 - ①令和4年度胃がん・大腸がん検診及び肺がん・結核検診の協力について (健康部)
※ 別添資料をご覧ください。
 - ②民生委員児童委員一斉改選について (長寿支援部・子ども青少年育成部)
※ 別添資料をご覧ください。
 - ③堺市総合防災センター内覧会について (消防局総務部)
※ 別添資料をご覧ください。
 - (2) 事業説明案件
 - ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について (生活福祉部)
※ 別添資料をご覧ください。
 - ②防犯灯電気料金支援金に係る確認届等の送付について (市民生活部)
※ 別添資料をご覧ください。
 - ③自治会活動推進補助金等の見直しについて (市民生活部)
※ 別添資料をご覧ください。
 - ④地域会館の整備等に関する補助金の見直しについて (市民生活部)
※ 別添資料をご覧ください。
 - (3) 事務局連絡
 - ①令和3年度自治会活動推進功労者表彰式の開催について (市民生活部)
※ このたび、新檜尾台校区連合自治会 鹿瀧 一郎会長が自治会活動推進功労者表彰を受賞されます。詳細につきましては、別添資料をご覧ください。
 - ②各区ふれあいまつり日程表について (市民生活部)
※ 別添資料をご覧ください。
3. 下水管(污水管)の清掃について
※ 別添資料をご覧ください。
4. ため池ハザードマップの冊子完成について
※ 別添資料をご覧ください。

5. 環境美化活動に伴うごみ等の収集申込みについて

※ 別添資料をご覧ください。

各自治会に配布いただく資料は、別途、封筒に入れてありますので、各校区（地区）内の自治会にお渡し下さい。

6. 「みなみ花咲くまちづくり推進協議会」推進委員の推薦について

※ 別添資料をご覧ください。

7. 「赤十字健康生活支援講習」の開催中止について

※ 例年5月～6月にかけて、南区在住の方を対象に、地域での活動や家庭における介護に活かしていただくことを目的に、講習会をしておりますが、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止させていただきます。

8. 「防災を中心とした次世代地域人材育成委員会」の開催延期について

※ 2月4日の定例会終了後に開催をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3月4日の定例会終了後に延期させていただきます。

※ 名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

9. 「泉北ニューデザイン推進委員会」の開催延期について

※ 3月4日の定例会終了後に開催をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月1日の定例会終了後に延期させていただきます。

※ 名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

10. 令和4年度 堺市自治連合協議会会議日程（予定）について

※ 別添資料をご覧ください。

11. 令和4年度 南区自治連合協議会行事予定について

※ 別添資料をご覧ください。

堺市自治連合協議会 2月定例会

2. (1) 依頼案件

①令和4年度胃がん・大腸がん検診及び肺がん・結核検診の協力について

(健康部)

例年小学校などで実施しています胃がん・大腸がん検診及び肺がん・結核検診を本年も巡回実施してまいります。つきましては案内リーフレットの回覧についてご協力をよろしくお願いたします。

なお、回覧に際しましては、事前に保健センターから会場のある校区自治会様に案内リーフレットの配布方法についてご連絡を差し上げます。

この機会を利用していただき、1人でも多くの方が受診されますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

※新型コロナウイルスの感染防止対策に心掛けて検診を開催いたします。(検温・手指消毒など)

※新型コロナウイルスの拡大等による影響や天候の悪化などに伴い中止となる場合がございます。

<保健センターや地区会場で実施している胃がん・大腸がん検診及び肺がん・結核検診について>

胃がん・大腸がん検診 (予約制)

◇対象者

胃がん検診：受診時の年齢が満50歳以上の偶数年齢の方

大腸がん検診：胃がん検診と同時に受診を希望される方

◇実施場所

保健センターや地区会場 (学校・地域会館など)

◇検診内容

胃がん検診：問診・胃部X線検査

大腸がん検診：問診・便潜血検査 (2日法)

※検診にかかる一部負担金については、現在検討中です。

問合せ・・・Tel 222-9936 健康医療推進課

肺がん・結核検診

新型コロナウイルスの感染防止対策として予約制で実施する場合があります。

◇対象者

受診時の年齢が満40歳以上の方

◇実施場所

保健センターや地区会場 (学校・地域会館など)

◇検診内容

問診・胸部X線検査

たんの検査

*たんの検査は50歳以上で喫煙指数(タバコ1日本数×喫煙年数)が600以上の希望者のみ受診できます。

※検診にかかる一部負担金については、現在検討中です。

問合せ・・・Tel 222-9933 感染症対策課

②民生委員児童委員一斉改選について

(長寿社会部・子ども青少年育成部)

11月30日をもって民生委員児童委員の3年の任期が満了し、一斉改選を実施することになっております。

本市民生委員児童委員候補者の推薦につきましては、各民生委員児童委員校区(ほぼ小学校区に合致)に「校区民生委員予備推薦会」を設置し、候補者を選出の上、堺市民生委員推薦会へ推薦していただいております。

詳細につきましては、7月初旬から中旬までに、各校区民生委員予備推薦会世話人(市職員)が直接ご説明に伺う予定でございます。

つきましては、「校区民生委員予備推薦会」の運営等について、各校区代表者様にご協力を賜りたく存じますのでよろしくお願い申し上げます。

令和4年度 民生委員児童委員一斉改選日程(予定)

- ・ 6月下旬 一斉改選に係る世話人(市職員)説明会
- ・ 6月下旬～7月中旬 校区民生委員予備推薦会委員就任依頼
- ・ 7月中旬～8月下旬 校区民生委員予備推薦会開催
(9月初旬 民生委員児童委員候補者推薦締切り)
- ・ 9月中旬 堺市民生委員推薦会開催
- ・ 10月初旬 堺市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会開催
- ・ 12月1日 民生委員児童委員委嘱状伝達式(総合福祉会館大ホール)

※4月以降、校区代表者様に校区民生委員児童委員長が校区定数について、相談をさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

問合せ・・・☎228-8347 長寿支援課
☎228-7104 子ども企画課

③堺市総合防災センター内覧会について

(消防局総務部)

令和4年4月15日から堺市総合防災センターがオープンする前に各校区の代表者及び自主防災組織の役員の方に向けて内覧を実施いたします。

つきましては、下記の内容を参考の上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

1. 日程

令和4年2月28日(月)から令和4年3月18日(金)まで(土曜日を除く)

2. 時間

開始時間を以下の4つの時間で行います。

- ①10時00分 ②11時00分 ③14時00分 ④15時00分

3. 内覧の内容

自主防災組織の方々の訓練や体験を行う施設の説明(所要時間 約1時間)

4. 申込の手続き

別記様式に必要事項を記載の上、内覧を希望する日のうち最も早い希望日の10日前までに各区の自治推進課へご提出をお願いします。

5. 備考

- (1)新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一度にご案内する人数を制限しており、予約のご希望に添えない場合があります。

- (2) 校区代表者様含め、各校区5名までとさせていただきます。
- (3) 会場までは地図を参照の上、ご来場ください。
- (4) 会場にお越しの際は、防災啓発施設1Fエントランスにて受付をお願いします。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止又は変更となる場合があります。
- (6) 当日、発熱や風邪症状など体調がすぐれない場合は、参加をお控えいただきますようお願いいたします。

問合せ・・・TEL 238-6002 消防局総務課

2. (2) 事業説明案件

①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について (生活福祉部)

住民税非課税世帯等に対する福祉臨時特別給付金事業を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 事業概要

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を支給することになりました。

堺市では令和3年12月13日に福祉臨時特別給付金室を設置し、本事業を進めています。

2. 支給対象世帯

①基準日(令和3年12月10日)において、堺市の住民基本台帳に記録されている方で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)

②新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

※住民税均等割非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(例:令和3年1月以降の任意の1か月の収入×1.2倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを示します。

※①、②とも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

3. 支給手続き

①上記2①の住民税非課税世帯の方には、世帯主あてに、給付金の振込口座等を確認するため「確認書」を郵送しました。

確認書に記載された内容をご確認のうえ返送していただきます。

※給付金の振込口座は、原則として令和2年度に実施した特別定額給付金の振込口座を利用します。

②上記2②の家計急変世帯の方は、世帯主から堺市に申請(収入額が確認できる書類等を添付)していただきます。

※対象世帯の条件や提出書類等については、堺市ホームページや広報さかい等でお知らせしています。

4. 実施スケジュール(予定)

令和4年1月20日(木) コールセンター開設
(電話番号 0120-357-270)

1月31日(月) 確認書の発送開始

各区役所に手続き支援窓口設置
2月1日(火) 申請書受付開始
2月中旬 給付金支給開始

5. その他

上記スケジュールは、今後、変更する場合があります。

事業の詳細は、堺市ホームページや広報さかいへの掲載、各区役所でのチラシの配架等によりお知らせします。

コールセンターの開設、各区役所への手続き支援窓口の設置により、お問い合わせに対応しています。

問合せ・・・TEL 248-0465 福祉臨時特別給付金室

②防犯灯電気料金支援金に係る確認届等の送付について

③自治会活動推進補助金等の見直しについて

④地域会館の整備等に関する補助金の見直しについて

(市民生活部)

②防犯灯電気料金支援金に係る確認届等の送付について

本市では、防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を市が認定することにより、その防犯灯の電気料金を市が関西電力(株)に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を実施しています。

今般、令和4年度の防犯灯電気料金支援事業の実施に向け、令和3年度分の認定防犯灯につきまして台帳確認届を自治会等の皆様にご提出していただく必要があり、台帳確認届を区役所自治推進課から各单位自治会等に送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

○確認届送付時期 令和4年2月上旬～2月下旬

○提出先 各区役所自治推進課

○確認届提出期限 各区役所自治推進課から改めてお知らせいたします。

なお、今後、単位自治会等の代表者が変更された場合につきましても、必ず、同封の代表者変更届を各区役所自治推進課にご提出いただきますようお願いいたします。

③自治会活動推進補助金等の見直しについて

自治会活動推進補助金等につきまして、地域の実情に応じて柔軟にご活用いただける枠組みの構築や、事務手続きの簡素化等を目的に、自治会活動や安全、安心に関連する複数の補助金を統合する新制度の創設を令和4年4月から予定しておりますので、ご案内いたします。

なお、申請書類等につきましては、あらためて各区自治推進課を通じてお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

1. 見直しの目的

○地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、包括的な枠組みを構築し、補助金を効率的に活用できる仕組みをめざします。

○類似する制度を統合することで、これまでの煩雑な事務手続きを減らすことで地域の負担軽減を図ります。

2. 見直しの内容

○新たな枠組みとして統合補助金案を構築

【枠①】 = 自治会活動推進事業枠 (ソフト事業を対象)

[加入世帯数 × 400円 + 基本額 80万円]

【枠②】 = 防犯・防災設備等整備事業枠 (ハード事業を対象)

[一律 60万円]

補助額 = 【枠①】 自治会活動推進事業枠 + 【枠②】 防犯・防災設備等整備事業枠

問合せ・・・TEL 228-7082 堺区役所 自治推進課
TEL 270-8154 中区役所 自治推進課
TEL 287-8122 東区役所 自治推進課
TEL 275-1902 西区役所 自治推進課
TEL 290-1803 南区役所 自治推進課
TEL 258-6779 北区役所 自治推進課
TEL 363-9312 美原区役所 自治推進課
TEL 228-7405 市民協働課

④地域会館の整備等に関する補助金の見直しについて

地域住民のコミュニティ活動の拠点である地域会館の整備に対して補助する「地域会館整備費補助金」と、同施設の大規模改修に対して補助する「地域会館大規模改修補助金」の補助上限額をそれぞれ拡充します。※2月議会に上程します。

1. 拡充内容

制度	補助対象事業	補助率	補助上限額 (拡充)	
			現行	拡充後
地域会館整備費補助金	地域会館の新築及び建替工事等	10分の9	3500万円	<u>4000万円</u>
地域会館大規模改修補助金	維持管理上必要と認められる改修工事等	2分の1	500万円	<u>600万円</u>

2. (3) 事務局連絡

①令和3年度自治会活動推進功労者表彰式の開催について

開催日時 令和4年2月18日(金) 13時00分～(調整中)

場 所 堺市役所 本館4階 秘書課会議室

被表彰者 官里 秀俊 会長(堺区 錦西校区自治連合協議会)

桂 春宜 会長(堺区 市校区自治連合協議会)

鹿淵 一郎 会長(南区 新檜尾台校区連合自治会)

山口 秀夫 会長(北区 新金岡東校区連合自治会)

天野 隆次 会長(北区 金岡南校区自治連合会)

来 賓 各区自治連合協議会会長、市自治連合協議会顧問

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、開催方法を変更する場合があります。

②各区ふれあいまつり日程表について

・各区ふれあいまつり日程表

泉北連協第 21 号
令和 4 年 2 月 4 日

堺市南区自治連合協議会
各校区（地区）代表者 様

泉北ニューデザイン推進協議会
会長 島田 憲明

泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画（案）に対する意見募集の実施について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、泉北ニュータウン地域に関する取組にご協力賜り、ありがとうございます。

さて、泉北ニューデザイン推進協議会（堺市、大阪府、UR 都市機構西日本支社、大阪府住宅供給公社、南海電気鉄道株式会社、公益財団法人大阪府都市整備推進センター）では、「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」の改定案をとりまとめ、市民の皆さまへの意見募集を実施することといたしましたので、別添のとおり、ご報告いたします。

- | | | |
|--------|-------------|--------------------------|
| ○計画の経過 | 平成 24 年 3 月 | 公的賃貸住宅再生計画 策定 |
| | 平成 29 年 3 月 | 同計画 改定（令和 3 年 5 月 一部改訂） |
| ○今後の予定 | 令和 4 年 2 月 | 意見募集の実施（2 月 8 日～3 月 8 日） |
| | 令和 4 年 4 月 | 同計画 改定 |

【問合せ先】

泉北ニューデザイン推進協議会事務局
（堺市泉北ニューデザイン推進室内）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1
担当：田辺・三木
Tel：072-228-7530（直通）
Fax：072-228-6824

泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画(案)に対するご意見を募集します

「泉北ニューデザイン推進協議会」(堺市、大阪府、UR 都市機構西日本支社、大阪府住宅供給公社、南海電気鉄道株式会社、公益財団法人大阪府都市整備推進センター)では、令和3年5月に一部改訂した「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」の改定案をとりまとめましたので、この案に対する市民の皆さまのご意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和4年2月8日(火曜)～令和4年3月8日(火曜)

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。(参考様式を添付しています。)

なお、口頭(電話等を含む。)では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○郵送の場合：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

泉北ニューデザイン推進協議会事務局(堺市泉北ニューデザイン推進室)あて

○窓口へ直接持参の場合：堺市泉北ニューデザイン推進室

本庁(堺市役所高層館16階)又は、分室(南区茶山台1丁6番1号)

○ファックスの場合：072-228-6824

○電子メールの場合：nt-kyogikai@city.sakai.lg.jp

※本市ホームページの堺市電子申請システムからも提出いただけます。

3 意見募集の内容

泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画(案)【概要】

泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画(案)

- ・上記資料は、市政情報センター(市役所高層館3階)、南区役所市政情報コーナー、南図書館(本館・梅分館・美木多分館)、堺市泉北ニューデザイン推進室(本庁・分室)、大阪都市計画局拠点開発室戦略拠点開発課、大阪府府政情報センター、URコミュニティ泉北住まいセンター、大阪府住宅供給公社泉北ニュータウン管理センターで閲覧及び無償配布します。

- ・こちらのウェブサイトでも確認できます。(令和4年2月8日(火曜)に掲載)

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/renkeikyogikai/R4keikaku_ikenboshu.html

4 その他

○提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する泉北ニューデザイン推進協議会の考え方をホームページで一定期間公表します。

- ・ご意見を提出された方の個人情報公表いたしません。
- ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。
- ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。

○単に賛否の結論だけを示したのものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や協議会の考え方をお示しできませんので、ご了承ください。

○提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

5 問い合わせ

泉北ニューデザイン推進協議会事務局(堺市泉北ニューデザイン推進室内)

電話番号 072-228-7530 ファックス番号 072-228-6824

堺 健 医 第 3422 号
令 和 4 年 2 月 4 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市健康福祉局
健康部長 河内 義慶
(公 印 省 略)

令和4年度胃がん・大腸がん検診及び肺がん・結核検診の協力について（依頼）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市健康福祉行政に格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、例年小学校などで実施しています胃がん・大腸がん検診及び肺がん・結核検診を本年も巡回実施してまいります。つきましては案内リーフレットの回覧についてご協力をよろしく願います。

なお、回覧に際しましては、事前に保健センターから会場のある校区自治会様に案内リーフレットの配布方法についてご連絡を申し上げます。

この機会を利用していただき、1人でも多くの方が受診されますよう、ご協力の程よろしく願います。

- * 新型コロナウイルスの感染防止対策に心掛けて検診を開催いたします。(検温・手指消毒など)
- * 新型コロナウイルスの拡大等による影響や天候の悪化などに伴い中止となる場合がございます。

(問合せ先) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

○胃がん・大腸がん検診

堺市 健康福祉局 健康部 健康医療推進課 (担当 橋本)

TEL 222-9936 (直通)

FAX 228-7943

○肺がん・結核検診

堺市 健康福祉局 健康部 保健所 感染症対策課 (担当 高永)

TEL 222-9933 (直通)

FAX 222-9876

保健センターや地区会場で実施している

胃がん・大腸がん検診及び肺がん・結核検診について

胃がん・大腸がん検診（予約制）

◇対象者

胃がん検診：受診時の年齢が満50歳以上の偶数年齢の方

大腸がん検診：胃がん検診と同時に受診を希望される方

◇実施場所

保健センターや地区会場（学校・地域会館など）

◇検診内容

胃がん検診：問診・胃部X線検査

大腸がん検診：問診・便潜血検査（2日法）

検診にかかる一部負担金については、現在検討中です。

肺がん・結核検診

*新型コロナウイルスの感染防止対策として予約制で実施する場合があります。

◇対象者

受診時の年齢が満40歳以上の方

◇実施場所

保健センターや地区会場（学校・地域会館など）

◇検診内容

問診・胸部X線検査

たんの検査

*たんの検査は50歳以上で喫煙指数（タバコ1日本数×喫煙年数）が600以上の希望者のみ受診できます。

検診にかかる一部負担金については、現在検討中です。

(例)

令和4年度 胃がん・大腸がん検診のご案内

胃がん検診では、胃がんだけではなく、胃かいよう・十二指腸かいよう・ポリープなども見つかります。胃がん・大腸がんは、早期発見がなによりも大切で、治療が早ければ早いほど治癒率も高いと言われています。早期発見のため、定期的な検診を習慣づけましょう。

◇対象者

胃がん検診（胃部エックス線検査）

満50歳以上偶数年齢の堺市民

- *直前の偶数年齢時に受診していなければ、次の奇数年齢時に受診できます。
- *市の制度の胃がん検診（協力医療機関での個別検診を含む）の受診は、偶数年齢時に1回のみです。

大腸がん検診（便潜血検査2日法）

胃がん検診と同時に大腸がん検診の受診を希望される方（大腸がん検診のみの受診はできません）

- *申し込まれた方には、検診案内とともに採便容器、問診票を郵送します。
受診日4日前から受診日当日までのうち2日間の便を採取して、検診当日に会場へお持ちください。
- *市の制度の大腸がん検診（協力医療機関での個別検診を含む）の受診は、当該年度で1回のみです。

◇令和4年4月からのがん検診にかかる料金は、3月末頃に堺市がん検診総合相談ポータル (<https://www.sakai-kenshin.jp/>) 等でお知らせします。

◇日程・会場 * 検診日の1週間前までに案内を郵送します

実施日	実施場所	実施時間
○月△日（水）	○○小学校	午前中
△月□日（木）	□□小学校	*受付状況によってお越しいただく時間帯が異なります。 郵送する案内文の受付時間にお越しくください。

※上記表の日程以外にも、各保健センター、市内協力医療機関でも実施しています。
(市内協力医療機関では、胃内視鏡検査又は胃部エックス線撮影を選択できます。)

◇申し込み方法：○保健センターへ電話・FAXでお申し込みください（予約制）
(実施場所・氏名（フリガナ）・住所・性別・生年月日・電話およびFAX番号等をお伝えください。)

◇申し込み締切：○月○日（○）（ただし、定員になりしだい受付を終了します。)

【お申込・お問い合わせ】

○○保健センター 電話 000-0000 FAX 000-0000

※次の方は、胃がん検診を受けることができません（後日送付する案内文の裏面に詳しく記載しています）

1. 消化管の閉塞（腸閉塞など）の疑いのある方
2. 現在、胃の病気で治療中の方
3. 過去にバリウム過敏症を指摘された方
4. 妊娠中（疑い）の方 など

令和4年度 胃がん・大腸がん検診実施計画(予定)

下記の表は、令和4年度 胃がん・大腸がん検診の校区ごとの割当です。(校区外の方も受診していただけます。) 会場は主に小学校や地域会館ですが、★印の校区については、保健センターでの実施となります。校区の割当なく、保健センターで実施する場合があります。

	堺 保健センター 管内	中 保健センター 管内	東 保健センター 管内	西 保健センター 管内	南 保健センター 管内	北 保健センター 管内	美原 保健センター 管内
4月		土師 八田荘西 八田荘		鳳★ 浜寺	宮山台 泉北高倉 美木多		
5月		福田 深阪 中保健センター	登美丘西★	平岡	新檜尾台	北保健センター	美原保健センター
6月	堺保健センター 堺保健センター	深井★	八下西 野田	上野芝 津久野 浜寺昭和 向丘	庭代台 槇塚台 竹城台東 御池台	東三国丘 北八下	美原保健センター
7月		宮園★ 深井西	日置荘西 登美丘東★	福泉東 浜寺石津 福泉		金岡南 北保健センター 中百舌鳥	
8月		東陶器 久世 東深井★				西百舌鳥 百舌鳥 新金岡 光竜寺	美原保健センター
9月		西陶器 中保健センター	南八下 日置荘★		はるみ 桃山台 原山ひかり 茶山台	北保健センター 新金岡東 五箇荘東	
10月	堺保健センター 堺保健センター	東百舌鳥	白鷺 登美丘南	家原寺	上神谷 赤坂台 福泉中央 城山台 若松台	東浅香山 新浅香山	美原保健センター
11月		中保健センター	東保健センター	浜寺東 鳳南・福泉上★	竹城台 三原台	大泉	美原保健センター 美原保健センター
12月						五箇荘 金岡	美原保健センター
1月					南保健センター	北保健センター	美原保健センター
2月			東保健センター				美原保健センター
3月		中保健センター		西保健センター	南保健センター		美原保健センター

(例)

令和4年度 肺がん・結核検診のご案内

結核は過去の病気ではありません。年に1回は胸部エックス線検診を受診しましょう。

◇対象者

満40歳以上の堺市民

- *市の制度の肺がん・結核検診（協力医療機関での肺がん検診を含む）の受診は、年間（4月1日から翌年3月31日までの間）に1回のみです。
- *65歳以上の方は、必ず受診してください（法律により受診が義務付けられています。）



◇検査内容

胸部エックス線直接撮影検査（二重読影）

*撮影時は、原則として上半身脱衣で行います。

喀痰細胞診検査（胸部エックス線検査と同時検査が必須です。）（要予約）

*喀痰細胞診検査は50歳以上で次の条件を満たす方が対象です。

- ① 喫煙指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）＝600以上の方
- ② ①に該当する方で、3日間（各1回）のタンが採れる方

◇受診方法

胸部エックス線直接撮影検査は事前の申込みは不要です。（直接会場へお越しください。）

喀痰細胞診検査のみ、検診の10日前までに保健センターへ電話等でお申し込みが必要です。（予約制・容器を郵送します）

料 金
胸部エックス線直接撮影検査：無料
喀痰細胞診検査：令和4年4月からの料金は3月末頃に堺市がん検診総合相談ポータル (<https://www.sakai-kenshin.jp/>) 等でお知らせします。

日程・会場	実施日	実施場所	実施時間
	○月△日（水）	○○小学校	9：00～11：00
	△月□日（木）	□□小学校	13：30～15：30

※上記表の日程以外にも、各保健センター等でも実施しています。また、市内協力医療機関でも肺がん検診を受診していただけます。

※胸部エックス線検査の結果は、受診者の方へ後日（約4週間後を目途に）文書で通知します。

※診断書等の必要な方は、医療機関で健康診断を受診してください。

※車でのご来場はご遠慮ください。また、検診会場へのお問合せはご遠慮ください。

【お問い合わせ】

〇〇保健センター 電話 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇〇

令和4年度 肺がん・結核検診実施計画(予定)

下記の表は、令和4年度 肺がん・結核検診の校区ごとの割当です。(校区外の方も受診していただけます。)
 会場は主に小学校や地域会館ですが、★印の校区については、保健センターでの実施となります。
 校区の割当なく、保健センターで実施する場合があります。

	堺 保健センター 管内	中 保健センター 管内	東 保健センター 管内	西 保健センター 管内	南 保健センター 管内	北 保健センター 管内	美原 保健センター 管内	イベント等と 同時開催
4月				福泉・福泉東 浜寺昭和	宮山台 泉北高倉 美木多		美原保健センター	
5月		宮園★ 東百舌鳥 八田荘西	登美丘西★	浜寺 浜寺石津	新檜尾台			初芝体育館 (東区民まつり)
6月	熊野 錦 英彰 浅香山 錦西 三宝 新湊 大仙 安井	深阪 福田 深井・東深井★ 土師 八田荘	八下西 野田	浜寺東	御池台 庭代台 槇塚台 竹城台東	北八下 金岡南 東三国丘 中百舌鳥	美原保健センター	
7月			日置荘西 登美丘東★	鳳★		西百舌鳥 百舌鳥 新金岡 光竜寺		
8月				津久野			美原保健センター	
9月	少林寺 三国丘		南八下 日置荘★	福泉上★	はるみ 桃山台 原山ひかり 茶山台	新金岡東 五箇荘東	美原保健センター	
10月		久世 東陶器 西陶器 深井西	白鷺 登美丘南	家原寺・平岡 向丘 上野芝	上神谷 赤坂台 福泉中央 城山台 若松台	東浅香山 新浅香山	美原保健センター	中保健センター
11月	神石		東保健センター	鳳南★	三原台 竹城台	五箇荘 大泉		金岡公園野球場 (北区健康まつり) 南保健センター (南区民まつり)
12月	大仙西 市 錦綾					金岡	美原保健センター	
1月		中保健センター						
2月			東保健センター			北保健センター	美原保健センター	
3月	榎			西保健センター	南保健センター			

堺長支第2851号
堺子企第1524号
令和4年2月4日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市健康福祉局 長寿社会部長
堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部長

民生委員児童委員一斉改選について（依頼）

新春の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、本市健康福祉行政にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、来る11月30日をもって民生委員児童委員の3年の任期が満了し、一斉改選を実施することになっております。

本市民生委員児童委員候補者の推薦につきましては、各民生委員児童委員校区（ほぼ小学校区に合致）に「校区民生委員予備推薦会」を設置し、候補者を選出の上、堺市民生委員推薦会へ推薦していただいております。

詳細につきましては、7月初旬から中旬までに、各校区民生委員予備推薦会世話人（市職員）が直接ご説明に伺う予定でございます。

つきましては、「校区民生委員予備推薦会」の運営等について、各校区代表者様にご協力を賜りたく存じますのでよろしくお願い申し上げます。

記

令和4年度 民生委員児童委員一斉改選日程（予定）

- ・ 6月下旬 一斉改選に係る世話人（市職員）説明会
- ・ 6月下旬～7月中旬 校区民生委員予備推薦会委員就任依頼
- ・ 7月中旬～8月下旬 校区民生委員予備推薦会開催
（9月初旬 民生委員児童委員候補者推薦締切り）
- ・ 9月中旬 堺市民生委員推薦会開催
- ・ 10月初旬 堺市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会開催
- ・ 12月1日 民生委員児童委員委嘱状伝達式（総合福祉会館大ホール）

※4月以降、校区代表者様に校区民生委員
児童委員長が校区定数について、相談を
させていただきますので、ご協力いた
だきますようお願い申し上げます。

担当 長寿支援課 岸本・田中・奥野
電話 228-8347
子ども企画課 佐々木・藪内
電話 228-7104

I. 校区民生委員予備推薦会について

<6月下旬～7月中旬>

○ 校区民生委員予備推薦会委員の選任について

- ・ 世話人（市職員）が7月上旬以降（6月下旬の世話人説明会后）にお伺いいたします。
- ・ 自治会代表として、校区民生委員予備推薦会委員にご就任いただきますようお願いいたします。
（自治会代表と民生委員代表は必ず委員としてご参画いただきますようお願いいたします。）
- ・ 校区民生委員予備推薦会委員の選出については、下記の例示のある分野から、民生委員児童委員代表等の意見を参考に選出していただきますようよろしくお願いいたします。

≪校区民生委員予備推薦会委員構成≫

「自治会代表」と「民生委員児童委員代表」を必須とし、その他、次に掲げる分野から委員を選出していただく。（定数は7人以上概ね14人以内）

- ① 高齢者関係団体代表 ② 青少年関係団体代表 ③ 女性関係団体代表
- ④ 教育関係者（学校長・PTA代表者等） ⑤ 校区福祉委員会代表
- ⑥ 更生保護関係団体代表（保護司等） ⑦ 社会福祉施設代表
- ⑧ 学識経験者（地域の実情をよくご存じの方）

○ 校区民生委員予備推薦会の日程調整について

- ・ 世話人が日程調整等をさせていただきます。
（各委員への予備推薦会開催通知は世話人が行います。）

<7月中旬～8月下旬>

○ 校区予備推薦会の開催について

- ・ 予備推薦会委員長は、委員の互選により選出します。
- ・ 各校区において「民生委員児童委員（校区定数分の人数）」と「主任児童委員（1名）」を選出していただきます。

<～9月初旬>

○ 堺市民生委員推薦会への推薦について

- ・ 候補者推薦のための関係書類については、世話人が予備推薦会委員長と相談の上、作成いたします。
- ・ 新任候補者をご推薦いただく場合は、予備推薦会委員長がご本人様に対し、候補者として市の推薦会に推薦する旨の内諾を得ていただくようお願いいたします。

II. 民生委員児童委員の選任要件

(厚生労働省通知「民生委員・児童委員の選任について」から要約)

- ① 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、社会的に信望のある人
- ② 社会福祉の活動について理解と熱意がある人
- ③ 地域の実情に明るく、地域住民が気軽に相談できる人
- ④ 人権問題に十分な理解と認識のある人
- ⑤ 児童委員として、児童の福祉増進について理解と熱意がある人

年 齢

① 新任候補者の場合 委嘱予定日(令和4(2022)年12月1日)に「75歳未満」であること。

② 再任候補者の場合 委嘱予定日(令和4(2022)年12月1日)に「原則として75歳未満」であること。

75歳以上の人を選出する場合は、次のアからウまでの条件を全て満たした場合のみ、延長一期に限り、再任可能とする。

ア 75歳未満の適任者が他にいないこと。

イ 本人の同意及び意欲があり、かつ、体力に不安がないこと。

ウ 校区予備推薦会等からの積極的な推薦があること。

要 件

- ① 本市議会議員の選挙権を有していること。
- ② 担当予定地域に原則として5年以上居住していること。
- ③ 議会の議員は、政治活動との区別が明確にできないため、やむを得ない場合のほかは極力避けること。

III. 主任児童委員の選任要件

主任児童委員の選出については、IIに加えて、次の事項に留意すること。

- ① 専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる人

(例)

- ・ 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある人
- ・ 学校等の教員の経験を有する人
- ・ 保健師、助産師、看護師、保育士等の経験を有する人
- ・ 子ども会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA 活動等の活動実績を有する人

- ② 新任候補者については、できるだけ「55歳未満の人」の選出に努めること。

堺市消防総務部
堺市消防局
令和4年2月4日

堺市自治連合協議会
各校区代表者様

堺市消防局
総務部長

堺市総合防災センター内覧会について（お知らせ）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、本市消防行政にご協力賜りありがとうございます。
さて、令和4年4月15日から堺市総合防災センターがオープンする前に各校区の代表者及び自主防災組織の役員の方に向けて内覧を実施いたします。
つきましては、下記の内容を参考の上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日程
令和4年2月28日（月）から令和4年3月18日（金）まで（土曜日を除く）
- 2 時間
開始時間を以下の4つの時間で行います。
①10時00分 ②11時00分 ③14時00分 ④15時00分
- 3 内覧の内容
自主防災組織の方々の訓練や体験を行う施設の説明（所要時間 約1時間）
- 4 申込の手続き
別記様式に必要事項を記載の上、内覧を希望する日のうち最も早い希望日の10日前までに各区の自治推進課へご提出をお願いします。
- 5 備考
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一度にご案内する人数を制限しており、予約のご希望に添えない場合があります。
 - (2) 校区代表者様含め、各校区5名までとさせていただきます。
 - (3) 会場までは別添地図を参照の上、ご来場ください。
 - (4) 会場にお越しの際は、防災啓発施設1Fエントランスにて受付をお願いします。
 - (5) 新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止又は変更となる場合があります。
 - (6) 当日、発熱や風邪症状など体調がすぐれない場合は、参加をお控えいただきますようお願いいたします。

（問合せ先）堺市 消防局 総務部 総務課（担当 中野・梅崎）
〒590-0976 堺市堺区大浜南町3丁2番5号
TEL (072) 238-6002（直通）
FAX (072) 223-1979

堺市総合防災センター内覧会参加申込書

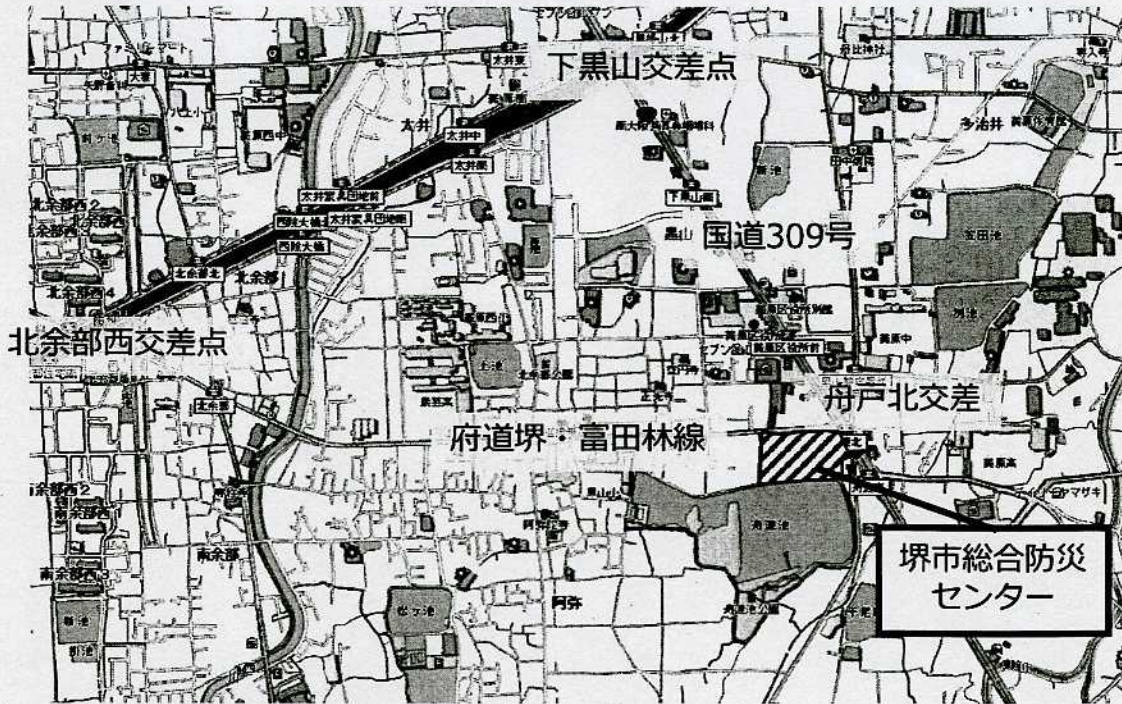
申込日：令和 年 月 日

校 区 名	校 区			
代 表 者 名 及 び 電 話 番 号	電 話 番 号			
第 1 希 望 日 希 望 す る 時 間	10 : 00	月	日	15 : 00
第 2 希 望 日 希 望 す る 時 間	10 : 00	月	日	15 : 00
第 3 希 望 日 希 望 す る 時 間	10 : 00	月	日	15 : 00
第 4 希 望 日 希 望 す る 時 間	10 : 00	月	日	15 : 00
第 5 希 望 日 希 望 す る 時 間	10 : 00	月	日	15 : 00
同 行 す る 人 数 (4 名 まで)	名			

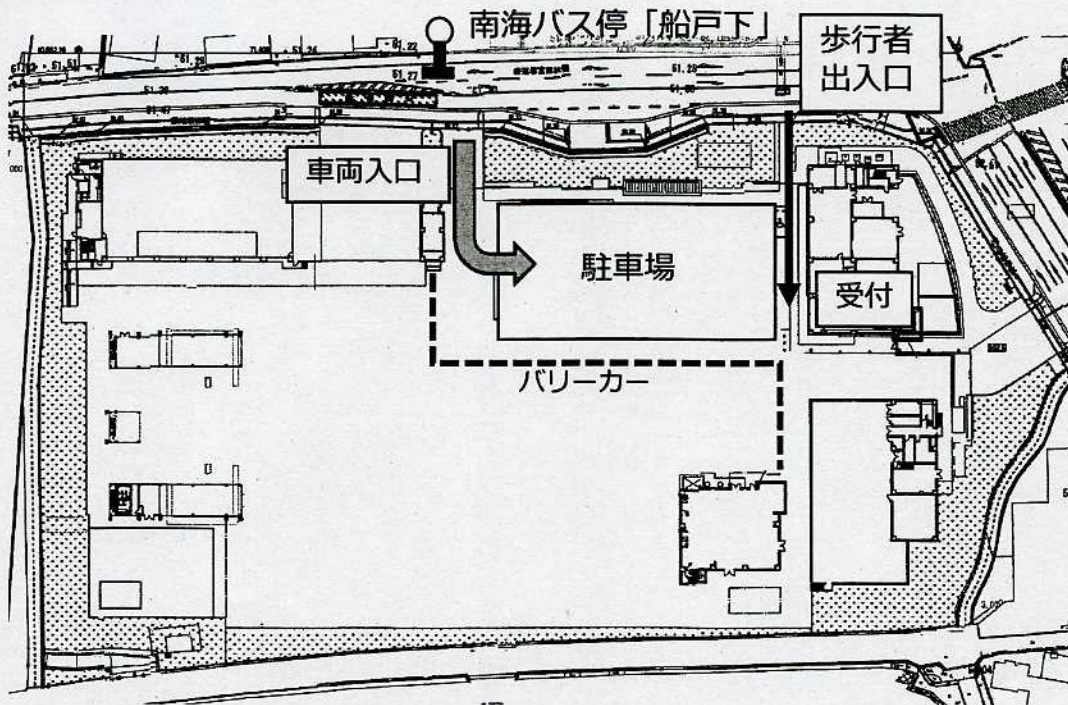
希望日を記入し、
希望時間に○を
記入ください。

※内覧を希望する日のうち最も早い希望日の10日前までに区自治推進課へご提出をお願いします。

【別添地図】



【堺市総合防災センター周辺地図】



○ ご来場方法

お車の場合：北余部西交差を東進し、府道堺・富田林線から右折入場
国道309号から舟戸北交差点を西進し左折入場

公共交通機関の場合：南海高野線「初芝駅」下車後、
南海バス平尾行きを乗車し、バス停「船戸下」で下車

堺福給第75号
令和4年2月4日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市健康福祉局
生活福祉部長

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（依頼）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、健康福祉行政にご協力賜りありがとうございます。

さて、別添のとおり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

（問合せ先）堺市 健康福祉局 生活福祉部 福祉臨時特別給付金室
（担当 蛭田）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL (072) 248-0465 (直通)
FAX (072) 340-3157

住民税非課税世帯等に対する福祉臨時特別給付金事業について（ご案内）

健康福祉局 生活福祉部 福祉臨時特別給付金室

1 事業概要

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を支給することになりました。

堺市では令和3年12月13日に福祉臨時特別給付金室を設置し、本事業を進めています。

2 支給対象世帯

① 基準日（令和3年12月10日）において、堺市の住民基本台帳に記録されている方で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯（家計急変世帯）

※住民税均等割非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（例：令和3年1月以降の任意の1か月の収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを示します。

※①、②とも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

3 支給手続き

① 上記2①の住民税非課税世帯の方には、世帯主あてに、給付金の振込口座等を確認するため「確認書」を郵送しました。

確認書に記載された内容をご確認のうえ返送していただきます。

※給付金の振込口座は、原則として令和2年度に実施した特別定額給付金の振込口座を利用します。

② 上記2②の家計急変世帯の方は、世帯主から堺市に申請（収入額が確認できる書類等を添付）していただきます。

※対象世帯の条件や提出書類等については、堺市ホームページや広報さかい等でお知らせしています。

4 実施スケジュール

令和4年1月20日（木）	コールセンター開設 （電話番号 0120-357-270）
1月31日（月）	確認書の発送開始 各区役所に手続き支援窓口設置
2月1日（火）	申請書受付開始
2月中旬	給付金支給開始

5 その他

上記スケジュールは、今後、変更する場合があります。

事業の詳細は、堺市ホームページや広報さかいへの掲載、各区役所でのチラシの配架等によりお知らせしています。

コールセンターの開設、各区役所への手続き支援窓口の設置により、お問い合わせに対応しています。

防犯灯電気料金支援金に係る「防犯灯確認届」等の送付について

(1) 認定防犯灯台帳確認届の提出について

今般、令和4年度の防犯灯電気料金支援事業の実施に向けまして自治会等の皆様には、「堺市認定防犯灯台帳確認届（要綱様式第1号）」をご提出していただく必要があります。そこで、台帳確認届及び認定防犯灯台帳を送付いたしますので、台帳をご確認いただき、自治会等の登録情報が印字された「台帳確認届」に押印のうえ、南区役所自治推進課に提出期限までにご提出ください。

なお、印字内容に誤りがある場合や代表者の方の自署で提出を希望される場合は、下記の問い合わせ先にご連絡いただければ、印字のない台帳確認届を送付させていただきます。認定防犯灯台帳につきましては、皆様で保管していただきますようお願いいたします。

※灯数に増減がある場合は、別途、手続きが必要となりますので、確認届を提出する前に必ず南区役所自治推進課までお問い合わせください。

○提出期限 令和4年3月4日（金）

裏面記入例をご覧ください

(2) 変更届の提出について

今後、台帳確認届に記載の代表者の方が変更になった場合は、今回、同封の「変更届」を南区役所自治推進課に必ずご提出ください。

※4月以降の提出で問題ありません。

【問合せ先・提出先】

〒590-0141

堺市南区桃山台1丁1番1号

南区役所 自治推進課

TEL 072-290-1803 FAX 072-290-1814

記入例

要綱様式第1号

堺市認定防犯灯台帳確認届

提出日をご記入ください。

令和 年 月 日

南区長 殿

申請人

所在地 堺市南区●●台●丁●番●号

団体名 ●●自治会

代表者職氏名 会長 堺 太郎

(申請人が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

代表者住所 堺市南区●●台●丁●番●号

印字内容のご確認をお願いします。
内容に誤りがなければ押印してください。
(シヤチハタ等のスタンプ印は不可です)

印

令和3年度の認定防犯灯台帳に記載された内容について、変更の有無は下記のとおりです。

1. 有

2. 無

捺印は任意ですが、誤字等の訂正をする場合に
使用しますので、協力をお願いします。

印

認定防犯灯台帳の写しに変更がある場合、下記に変更内容を記載ください。

1	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
2	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
3	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
4	(お客様番号)	
	変更内容	
5	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
添付書類	認定防犯灯台帳の写し (令和3年度分)	
担当者氏名	堺 花子	電話番号 000-0000-0000

「認定防犯灯台帳の写し」は、市で添付しますので、確認届のみ提出してください。

連絡先が代表者以外の場合は、担当者の氏名・
電話番号を記入してください。
連絡先が代表者の場合は、代表者の電話番号
のみを記入してください。

※変更内容の欄には新規設置、廃止を記入してください。お客様番号とは、1灯毎に付番された左5番目から10桁の番号です(電気工事会社等にご確認ください)。

堺市認定防犯灯台帳確認届

令和 年 月 日

南区長 殿

申請人

所在地 堺市《所在地》

団体名《団体名》

代表者職氏名《代表者職氏名》

(申請人が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

代表者住所 堺市《代表者住所》

令和3年度の認定防犯灯台帳に記載された内容について、変更の有無は下記のとおりです。

1. 有 2. 無

認定防犯灯台帳の写しに変更がある場合、下記に変更内容を記載ください。

1	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
2	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
3	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
4	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
5	内容変更した防犯灯 (お客様番号)	
	変更内容	
添付書類	認定防犯灯台帳の写し (令和3年度分)	
担当者氏名		電話番号

※変更内容の欄には新規設置、廃止を記入してください。お客様番号とは、1灯毎に付番された左5番目から10桁の番号です(電気工事会社等にご確認ください)。

台帳の見本

集約番号: 346678

認定防犯灯台帳1

2* → 公衆街路灯

請求書送付先: 堺市〇区〇〇78 自治推進課 堺市〇区〇〇〇〇町〇-〇

ご契約者名義 (関西電力(株))		〇〇自治会(防犯灯)		電灯ご使用場所		W数 (60W以下)	
認定年月日	認定年月日	電灯ご使用場所	電灯ご使用場所	W数	W数	W数	W数
1	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901234
2	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901235
3	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901236
4	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901237
5	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901238
6	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901239
7	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901240
8	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901241
9	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901242
10	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901243
11	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901244
12	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901245
13	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901246
14	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901247
15	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901248
16	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901249
17	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901250
18	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901251
19	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901252
20	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901253
21	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901254
22	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901255
23	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901256
24	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901257
25	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901258
26	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901259
27	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901260
28	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901261
29	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901262
30	平成29年5月1日	堺市〇区●×町▼丁■-△	堺市〇区●×町▼丁■-△	12	34	5678	901263

変更届（認定防犯灯電気料金支援金用）

南区長 殿

令和 年 月 日

届出人（変更後の代表者）

所在地 _____

団体名 _____

代表者役職 _____ 氏名 _____

（届出人が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）

代表者住所 _____

代表者電話番号 _____

当団体の届出内容について、下記のとおり変更をお願いします。

記

項目	変更前 ※変更する項目のみ記入してください。	変更後 ※変更する項目のみ記入してください。
所在地		
団体名		
代表者職氏名	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)
代表者住所		

※日付は、代表者等が変更になった日以降の日付を記入してください。

※所在地は、団体に事務所がある場合は、事務所の住所を記入してください。

事務所がない場合は、代表者の住所を記入してください。

認定防犯灯電気料金支援制度とは

本市では平成29年度から防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を市が認定することにより、その防犯灯の電気料金を市が電気事業者に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を創設したところです。

<参考：認定防犯灯の認定基準>

- ①電気事業者の供給約款の契約種別において、「公衆街路灯A」であること。
- ②1灯あたりの消費電力が60ワット以下の防犯灯。
(ただし、平成29年3月31日までに設置され、平成29年度中に認定されたものは除く。)
- ③堺市の区域内に設置されている防犯灯であること。(ただし、堺市の区域外に設置されている防犯灯であっても、他市の補助制度の対象ではなく、本市域を照らしており、本市民の生活安全上必要と認められるものは含む。)

変更届（認定防犯灯電気料金支援金用）の 提出について（ご案内）

変更届は**代表者が変更になった際に、新代表者より速やかに提出**をお願いしておりますが、当案内はまだ今年度の代表者変更届を提出されていない団体に対して、①堺市認定防犯灯台帳確認届及び②代表者変更届（次年度分）にあわせて送付させていただいているものであります。

本来であれば、昨年度の代表者あてに書類一式を送付するべきですが、団体における事務の煩雑化を防止するため、校区自治連合会に確認し、今年度の代表者あてに送付させていただいております。

つきましては、別紙【変更届（認定防犯灯電気料金支援金用）】の内容をご確認いただき、押印（**2ヶ所に**）の上、同封している**堺市認定防犯灯台帳確認届**とあわせて**期日まで**にご提出ください。

変更届（認定防犯灯電気料金支援金用）

南区長 殿

令和 年 月 日

届出人（変更後の代表者）

所在地 堺市《所在地（新）》

団体名 《団体名》

代表者役職 《代表者役職（新）》 氏名 《代表者氏名（新）》

（届出人が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。）

代表者住所 堺市《住所（新）》

代表者電話番号 《電話番号（新）》

当団体の届出内容について、下記のとおり変更をお願いします。

記

項目	変更前 ※変更する項目のみ記入してください。	変更後 ※変更する項目のみ記入してください。
所在地	堺市《所在地（旧）》	堺市《所在地（新）》
団体名		
代表者職氏名	(役職) 《代表者役職（旧）》 (氏名) 《代表者氏名（旧）》	(役職) 《代表者役職（新）》 (氏名) 《代表者氏名（新）》
代表者住所	堺市《住所（旧）》	堺市《住所（新）》

※日付は、代表者等が変更になった日以降の日付を記入してください。

※所在地は、団体に事務所がある場合は、事務所の住所を記入してください。

事務所がない場合は、代表者の住所を記入してください。

堺市協第 2070 号
令和 4 年 2 月 4 日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市市民人権局
市民生活部長

自治会活動推進補助金等の見直しについて

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市政へご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、自治会活動推進補助金等につきまして、地域の実情に応じて柔軟にご活用いただける枠組みの構築や、事務手続きの簡素化等を目的に、自治会活動や安全、安心に関連する複数の補助金を統合する新制度の創設を令和 4 年 4 月から予定しておりますので、ご案内いたします。

なお、申請書類等につきましては、あらためて各区自治推進課を通じてお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

(問合せ先) 堺市 市民人権局 市民生活部 市民協働課 自治振興係
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL (072) 228-7405 (直通)
FAX (072) 228-0371

■ 自治会活動推進補助金等の現状について

1. 見直しの目的

- 地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、包括的な枠組みを構築し、補助金を効果的に活用できる仕組みをめざします。
- 類似する制度を統合することで、これまでの煩雑な事務手続きを減らすことで地域の負担軽減を図ります。

2. 見直しの内容

- 新たな枠組みとして統合補助金案を構築

【枠①】= 自治会活動推進事業枠(ソフト事業を対象)

[加入世帯数×400円 + 基本額80万円]

【枠②】= 防犯・防災設備等整備事業枠(ハード事業を対象) [一律60万円]

補助額 = 【枠①】自治会活動推進事業枠 + 【枠②】防犯・防災設備等整備事業枠

【概要】 自治会活動推進補助金等の見直しについて ~令和4年4月から~

現行補助制度の概要(自治会活動・防犯・防災関連)

① 自治会活動推進補助金(校区自治連合会活動補助部分)

- ・350円×加入世帯数 + 基本額28万円
- ・奨励加算実施項目(最大5項目)×10円×加入世帯数
- ・要援護者加算 150円×避難行動要支援者人数×未加入率

② 地域まちづくり支援事業補助金

- ・1協議会当たり上限60万円

③ 自主防災活動助成金

- ・1団体5万円

④ 防犯灯設置事業補助金

- ・LED防犯灯 1灯当たり設置費用の2/3(上限5万円)

⑤ 防犯カメラ設置事業補助金

- ・10台まで 1台当たり設置費用の90%(上限35万円)
- ・11台目以降 1台当たり設置費用の1/2(上限20万円)

⑥ 掲示板設置補助金(社協掲示板)

- ・新規設置37000円・掲示板のみ9000円・アクリルカバーのみ24000円

【参考】

【枠2】に統合する補助金の令和2年度決算額 総額約5,736万円(1校区平均約61万7千円)

④ 防犯灯設置補助事業補助金: 令和2年度決算額 約3,237万円(約34万8千円/校区)

⑤ 防犯カメラ設置事業補助金: 令和2年度決算額 約2,204万円(約23万7千円/校区)

⑥ 掲示板設置事業補助金: 令和2年度決算額 約 295万円(約3万1千円/校区)

見直し後の制度概要

【枠①】自治会活動推進事業枠

- (1)住民相互交流活動及び連帯活動に資する事業に要する経費
- (2)住民の安全・安心に資する事業に要する経費
- (3)校区連合会内の各種団体(校区まちづくり協議会含む)への負担金等
- (4)地域会館の維持管理に要する経費(光熱水費等)
- (5)防災訓練に要する経費(物資・会場借上げ、設営委託等)
- (6)その他、校区自治会活動のより一層の振興充実を図ることを目的に行う事業に要する経費

【枠②】防犯・防災設備等整備事業枠※自治会所有分が対象

- (1)防犯カメラ設置経費[補助率90%、台数制限等を撤廃し、新設・修繕、更新にも対応予定]
- (2)LED防犯灯設置経費[補助率2/3、新設・修繕・更新]
- (3)地域掲示板の設置・修繕に要する経費[補助率100%、新設・修繕・更新]
- (4)防災用の設備・備品の設置に要する費用[補助率100%]
- (5)通信環境の整備に要する経費[補助率100%]
- (6)その他、校区の防犯・防災に資する内容で区長が必要と認めるもの

*10%を限度に、枠①と枠②の間で配分変更を可能とする予定です。

【枠2】防犯・防災設備等整備事業補助枠

令和4年度予算額 5,580万円(1校区当たり60万円)

地域会館の整備等に関する補助金の見直しについて

—補助上限額を拡充し地域の負担軽減を図ります—

地域住民のコミュニティ活動の拠点である地域会館の整備に対して補助する「地域会館整備費補助金」と、同施設の大規模改修に対して補助する「地域会館大規模改修補助金」の補助上限額をそれぞれ拡充します。※2月議会に上程します。

地域会館の整備等に関する補助金の拡充については、堺市自治連合協議会からも要望をいただいております。今回、制度を拡充することで、住民の皆さんに安心して利用いただけるよう施設の老朽化に対応し、安全で利便性の高い施設への改修等を促します。

1 拡充内容

制度	補助対象事業	補助率	補助上限額（拡充）	
			現行	拡充後
地域会館整備費補助金	地域会館の新築及び建替工事等	10分の9	3500万円	4000万円
地域会館大規模改修補助金	維持管理上必要と認められる改修工事等	2分の1	500万円	600万円

(問合せ先) 堺市 市民人権局 市民生活部 市民協働課 自治振興係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 228-7405 (直通)

FAX (072) 228-0371

2月定例会 事務局連絡事項

(1) 令和3年度自治会活動推進功労者表彰式の開催について

開催日時 令和4年2月18日(金) 13時00分～(調整中)

場 所 堺市役所 本館4階 秘書課会議室(調整中)

被表彰者 宮里 秀俊 会長(堺区 錦西校区自治連合協議会)

桂 春宜 会長(堺区 市校区自治連合協議会)

鹿渕 一郎 会長(南区 新檜尾台校区連合自治会)

山口 秀夫 会長(北区 新金岡東校区連合自治会)

天野 隆次 会長(北区 金岡南校区自治連合会)

来 賓 各区自治連合協議会会長、市自治連合協議会顧問

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、開催方法を変更する場合があります。

(2) 令和4年度堺市自治連合協議会会議日程(案)及び各区ふれあいまつり日程表について

令和4年度堺市自治連合協議会会議日程(案)及び各区ふれあいまつり日程表を別添のとおり予定しております。ご予定を調整いただきますようよろしくお願いいたします。

令和4年度 各区ふれあいまつり日程表(予定)

	事業名	日時	会場
東区	第17回 東区民まつり 「ひがしクイズラリー」 ～知らなかつた地元の魅力を発見！～	令和4年5月8日(日) 午前10時～午後3時	堺市立初芝体育館・野球場
中区	第30回中区区民フェスタ	令和4年10月23日(日) 午前10時～午後3時30分	くら寿司スタジアム 原池公園 ソフィア・堺
北区	北区交流まつり2022	令和4年11月5日(土) 午前10時～午後4時	金岡公園野球場
美原区	第18回(2022年)みはら区民まつり	令和4年11月6日(日) 午前10時～午後3時30分	美原区役所・美原文化会館・美原区役所別館 及びその周辺
西区	第26回西区ふれあいまつり	令和4年11月12日(土) 午前10時～午後4時30分頃	西区役所 ウエステイ(西文化会館) 西老人福祉センター
南区	第24回南区ふれあいまつり	令和4年11月13日(日) 午前10時～午後3時	西原公園グラウンド 南区役所 榎文化会館
堺区	第20回堺区ふれあいまつり	令和4年11月20日(日) 午前10時～午後3時	市役所市民交流広場、周辺会場

※ 諸般の事情により、変更になる場合もありますので、ご了承ください。

堺西下サ第 2433号
令和 4 年 2 月 4 日

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

堺市 上下水道局 下水道管路部
西部下水道サービスセンター課長

下水管（污水管）の清掃について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、上下水道整備事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、別添のとおり下水管の清掃をいたしますので、ご案内申し上げます。

（問合せ先）

業務委託先：南部下水道サービスセンター（担当：山城）
〒 590-8265 堺市中区八田西町1-2-1
TEL (072) 272-3030（直通）
FAX (072) 278-3329

堺市担当：堺市 上下水道局 下水道管路部
西部下水道サービスセンター（担当：田中・四ツ辻）
〒 591-8031 堺市北区百舌鳥梅北町2-57-1
上下水道局本庁舎南館3階
TEL (072) 250-4081（直通）
FAX (072) 250-6270

(夜間) 下水管 (サイフォン) 清掃のご案内

平素は、下水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
この度、南区内の泉北2号線沿いにおきまして下水管の清掃を実施いたしますので、お知らせ致します。
つきましては、作業期間中の事故防止を図るため、道路の交通規制を行わせて頂きます。
皆様方には、通行や騒音等何かとご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力のほど
よろしくお願い致します。

記

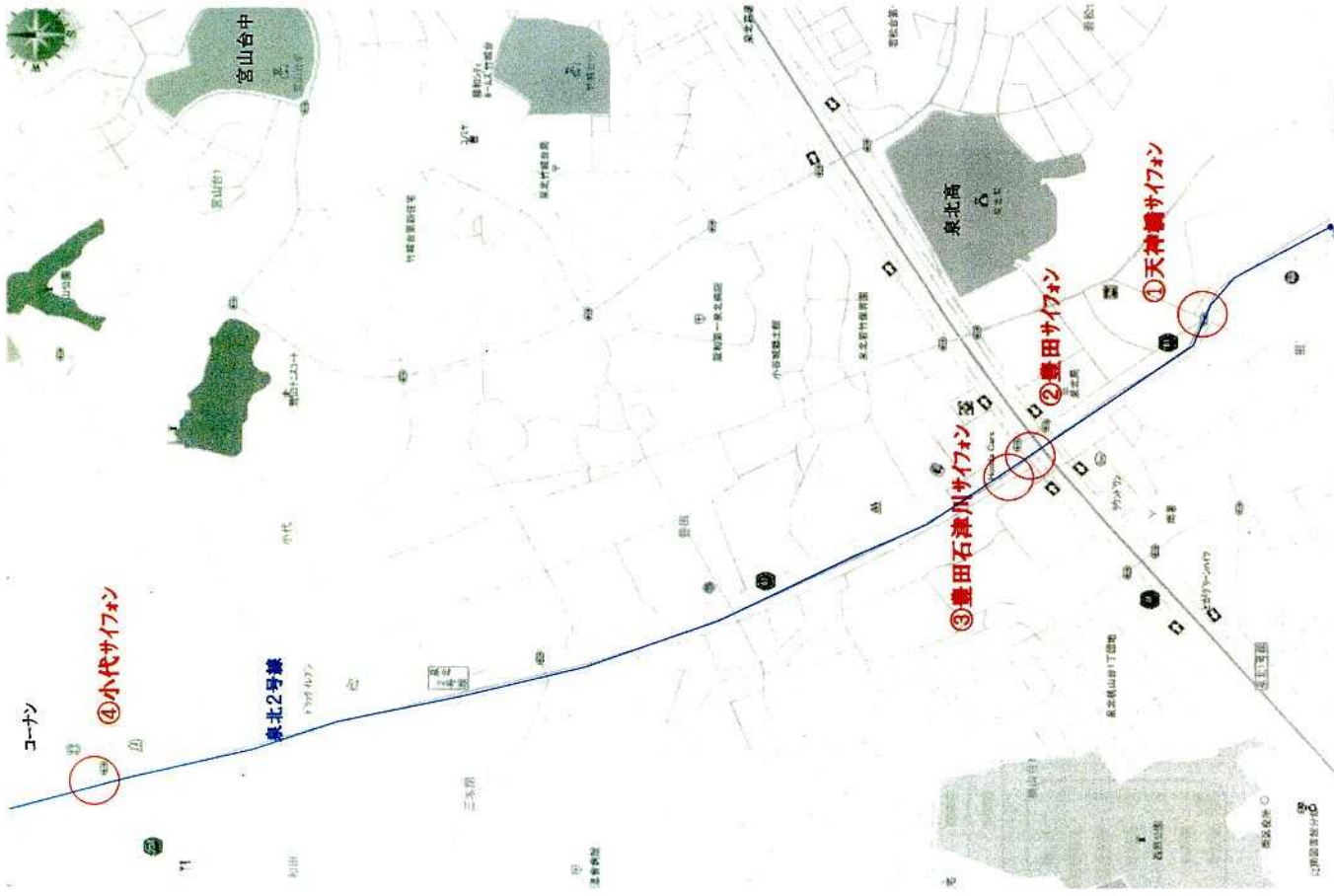
業務名称	下水管 (サイフォン) 清掃業務
作業場所	堺市南区梅・桃山台(2箇所)・小代地内【泉北2号線車線規制】
作業期間	令和4年3月15日(月)～3月31日(木) ＜各地区夜間1日ずつの、計4日間作業となります＞ <雨天順延・小雨決行>
作業時間	22:00 ～ 6:00 の予定

発注者
 南部下水道サービスセンター
 山城
 担当者 072-272-3030
 電話 090-1905-6969
 携帯
 株式会社 トキト
 現場責任者 杉島
 携帯 090-3717-5186



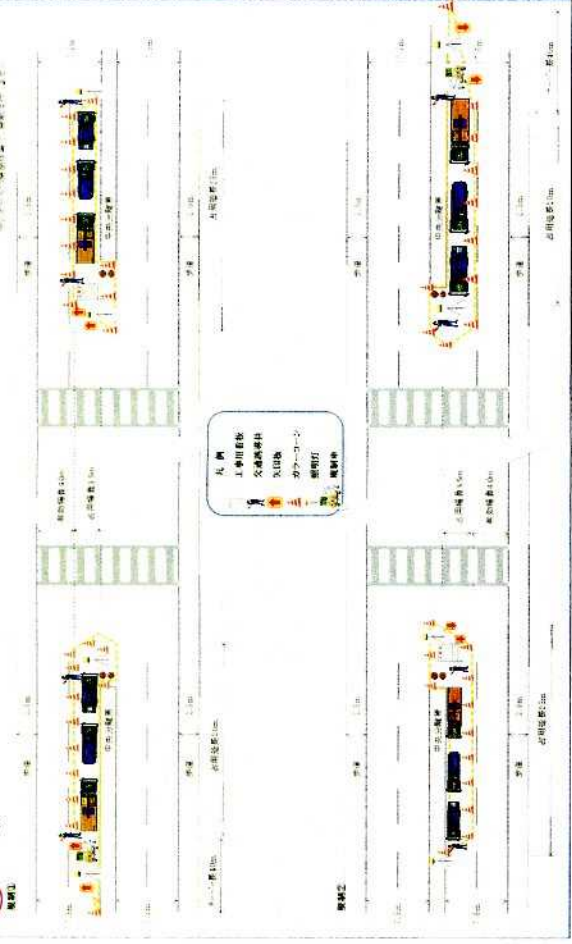
名称	作業日
①天神橋サイフォン	調整中
②豊田サイフォン	
③豊田石津川サイフォン	
④小代サイフォン	
予備日	

位置図

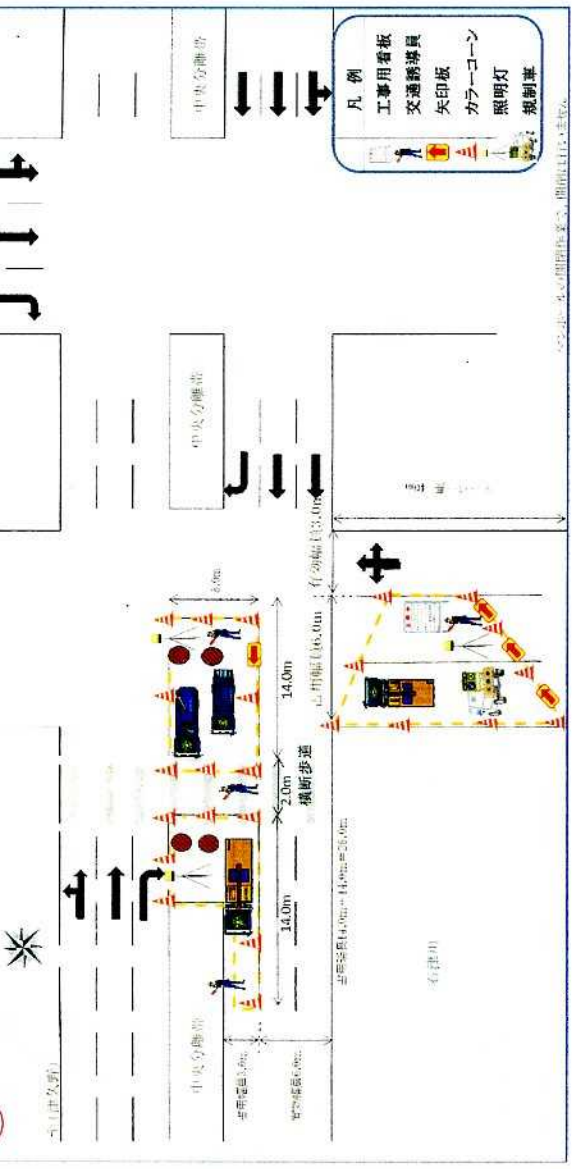


※規制方法は裏面参照

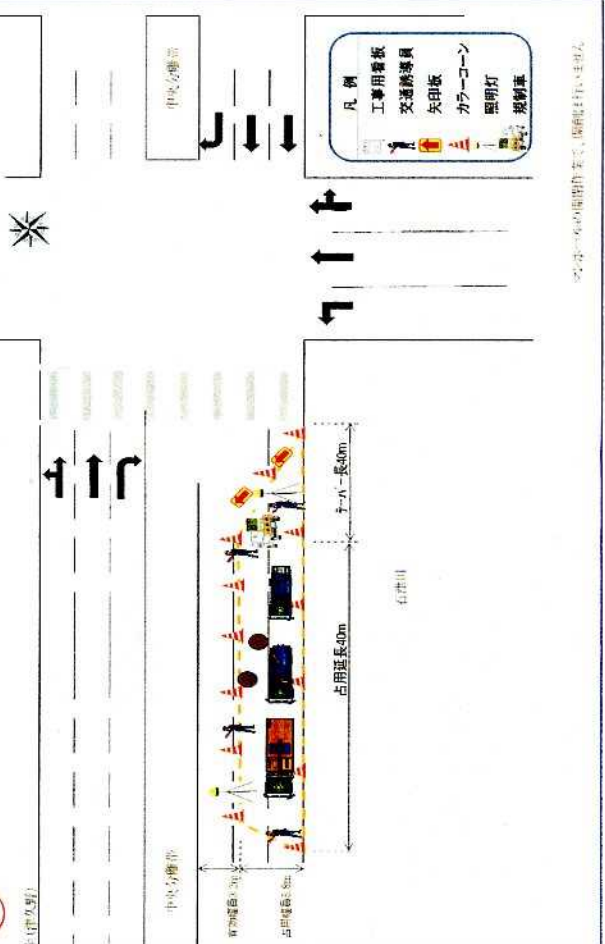
1 天神橋サイフォン



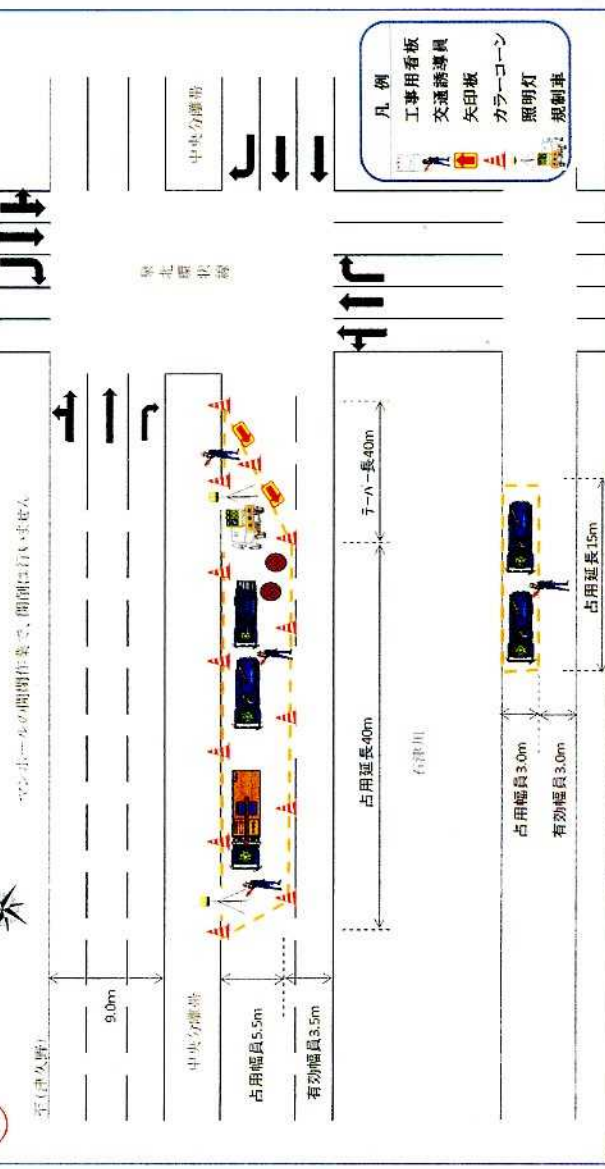
2 豊田サイフォン



3 豊田・石津川サイフォン



4 小代サイフォン



堺農土 第1630号
令和 4年 2月 4日

堺市南区自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市産業振興局
農 政 部 長

「ため池の役割と防災について（ため池ハザードマップ）」の冊子完成について（報告）

立春の候、皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市行政並びに農業行政にご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、別添のとおり「ため池の役割と防災について」の冊子が完成しました。

市民の皆様には日頃より、万が一ため池が決壊した場合に備えて、避難場所や避難経路などを確認していただき、緊急時には正しい行動をとれるよう、「広報さかい2月号」において、区役所市政情報コーナーでの配布についてお知らせをいたしました。

つきましては、今後、地域での配布や防災研修、防災訓練等で活用していただける機会がございましたら、必要部数をお届けにまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

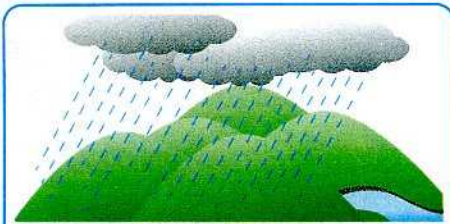
（問合せ先）堺市 産業振興局 農政部 農業土木課（担当：芋生、南）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 228-6972 (直通)

FAX (072) 228-7370

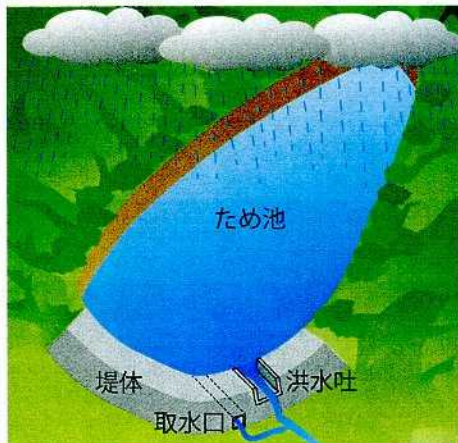
ため池とは、古くから農業用水を確保するために作られた人工的な池のことです。現在においては、このような農業用水の確保以外にも、水辺空間の形成や、大雨時の貯留効果による防災機能確保など、地域にとっても重要な施設となっています。



洪水調節機能

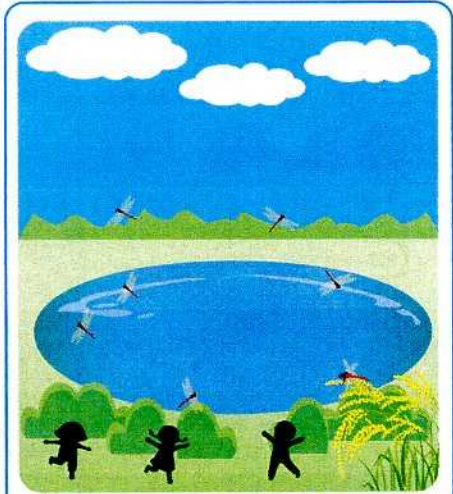
大雨時に雨水を貯留し、下流域への洪水発生を防ぎます。災害時には防火用水や生活用水としての利用もできます。

ため池の役割



土砂流出防止

上流から流入する土砂を溜め、下流への土砂流出を防止する役割もあります。



水辺空間の形成

都市化の進行により、自然環境が減少している中、水辺空間として水に親しめる場所を提供しています。



農業用水

上流から流入する水や雨水を貯水し、農業用水として利用しています。

防災について

ため池ハザードマップの使い方



ため池ハザードマップは、大雨や地震などの災害により、万が一ため池が決壊した場合の備えとして、自分や家族の命を守るために役立てることを目的として作成したものです。

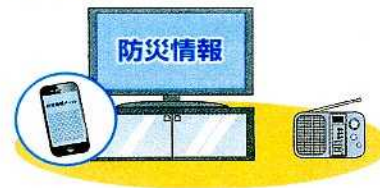
1. 事前に浸水範囲や浸水深などを、家族で確認しておきましょう。



2. 避難先・避難経路を考えておきましょう。

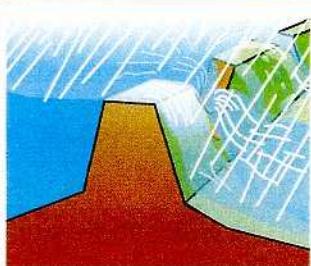


3. 防災情報の入手先を確認しておきましょう。



こんなときは要注意!!!

大雨のとき

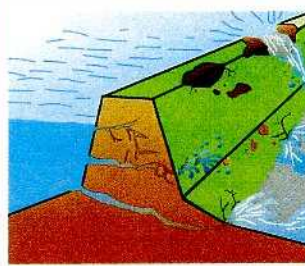


ため池の洪水吐に流木が詰まり、正常に排水できなくなった場合など、ため池の水位が上昇して堤体を越えた水の勢いによって、決壊することがありますので、状況に応じた避難をしてください。

自主避難の目安

大雨特別警報

大地震のとき



ため池の堤体が異常な力を受けて亀裂が生じたり、地盤の液状化により決壊する危険性がありますので、状況に応じた避難をしてください。

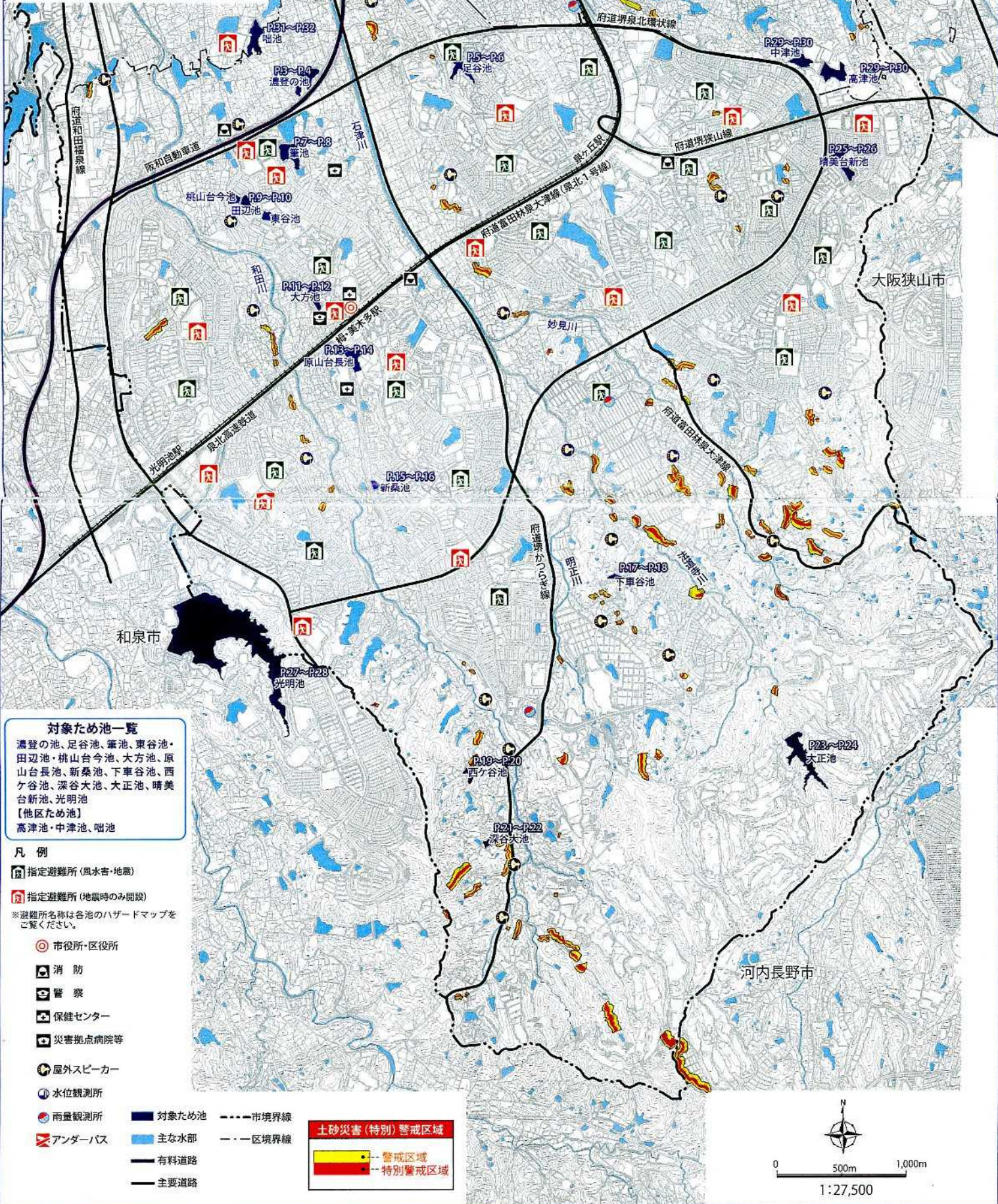
自主避難の目安

震度5弱以上の地震

対象ため池位置図

南区ため池ハザードマップについて

- 堺市では、万が一ため池の堤体が損傷して破堤した場合に、下流への影響度の高いため池を堺市防災重点ため池(水防ため池)として位置付けています。
- 南区ため池ハザードマップは、南区に位置する堺市防災重点ため池等の15池と、他区に位置する3池の合計18池を対象に作成しています。

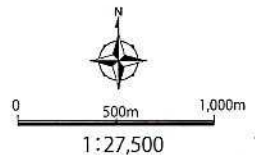


対象ため池一覧

濃登の池・足谷池・葦池・東谷池・田辺池・桃山台今池・大方池・原山台長池・新桑池・下車谷池・西ヶ谷池・深谷大池・大正池・晴美台新池・光明池
 【他区ため池】
 高津池・中津池・咄池

凡例

- 指定避難所(風水害・地震)
- 指定避難所(地震時のみ開設)
- ※避難所名称は各池のハザードマップをご覧ください。
- 市役所・区役所
- 消防
- 警察
- 保健センター
- 災害拠点病院等
- 屋外スピーカー
- 水位観測所
- 雨量観測所
- アンダーパス
- 対象ため池
- 主な水部
- 有料道路
- 主要道路
- 市境界線
- 区境界線
- 土砂災害(特別)警戒区域
- 警戒区域
- 特別警戒区域



光明池

名称	最大貯水量(m³)
光明池	3,696,000

凡例

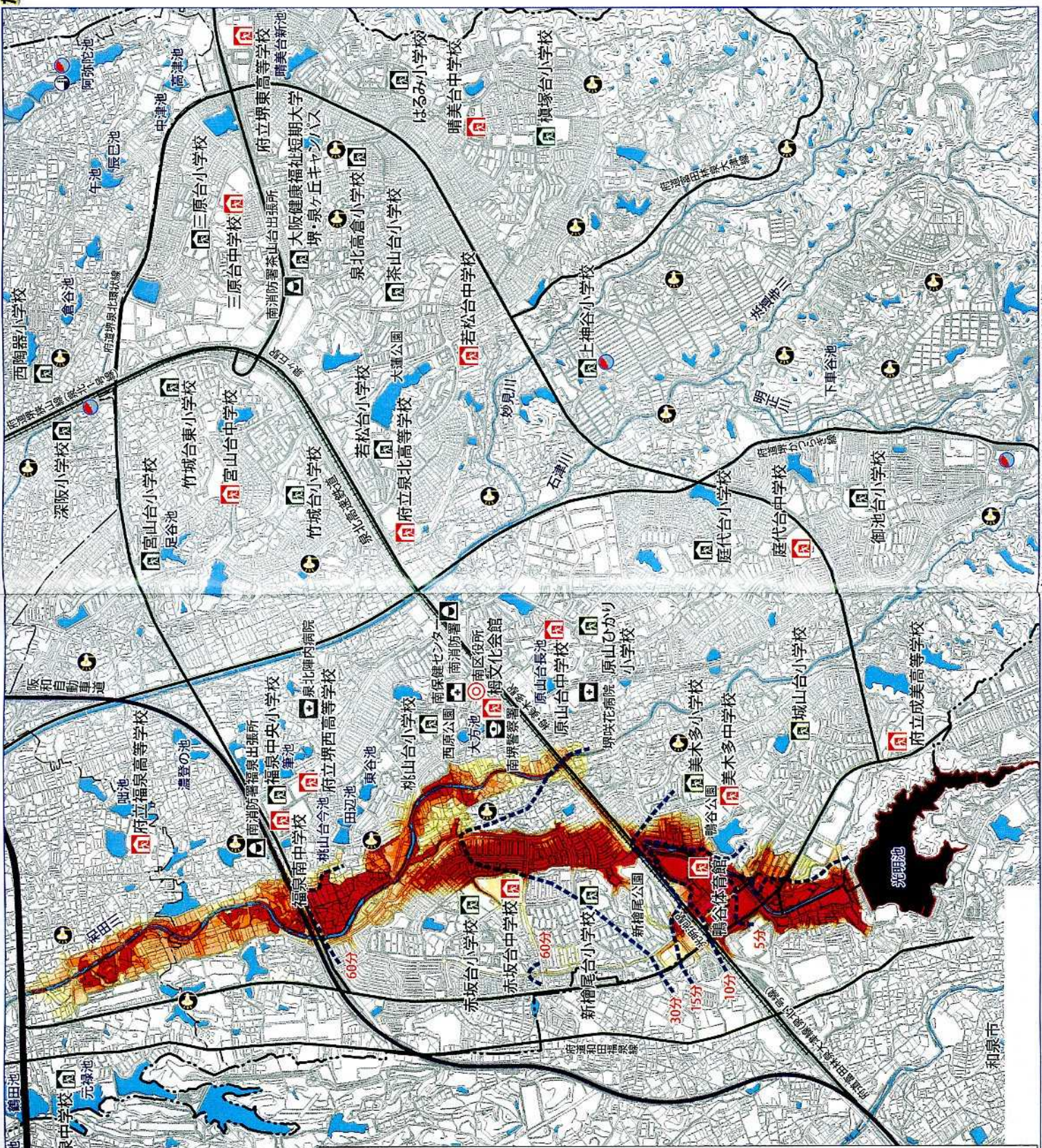
- 指定避難所 (風水害・地震)
- 指定避難所 (地震時のみ開設)
- 市役所・区役所
- 消防
- 警察
- 保健センター
- 災害拠点病院等
- 屋外スピーカー
- 水位観測所
- 雨量観測所
- アンダーパス
- 対象ため池
- 主な水部
- 有料道路
- 主要道路
- 市境界線
- 区境界線

想定される浸水深



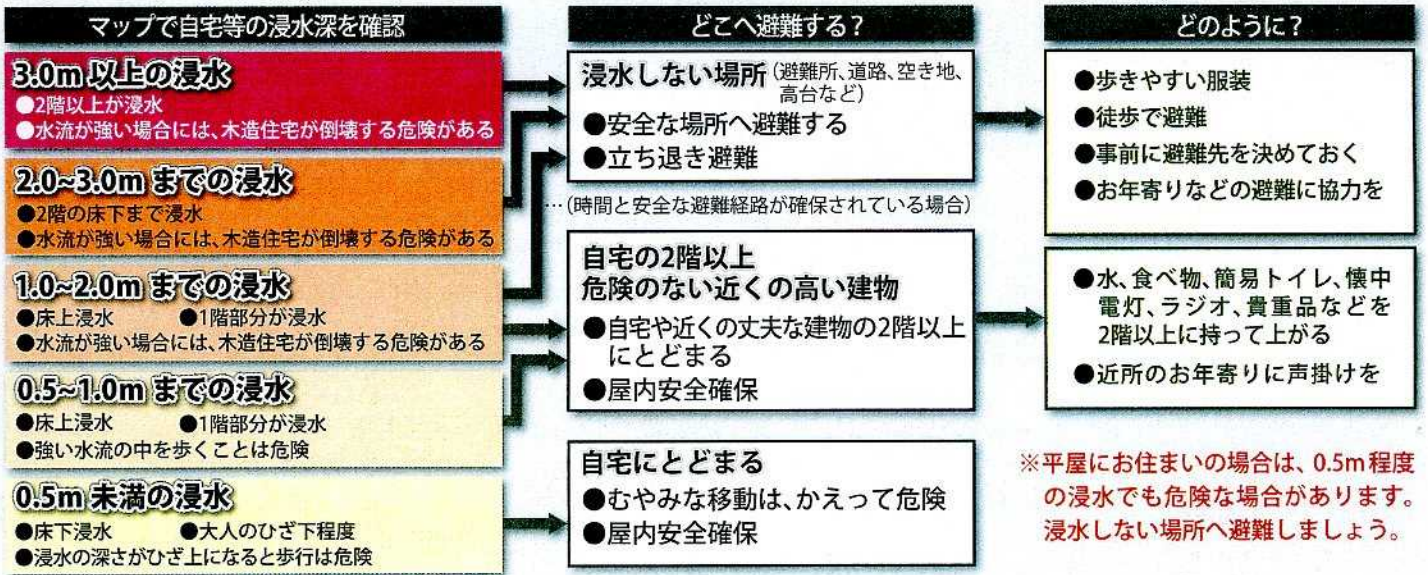
氾濫水の到達時間

○分

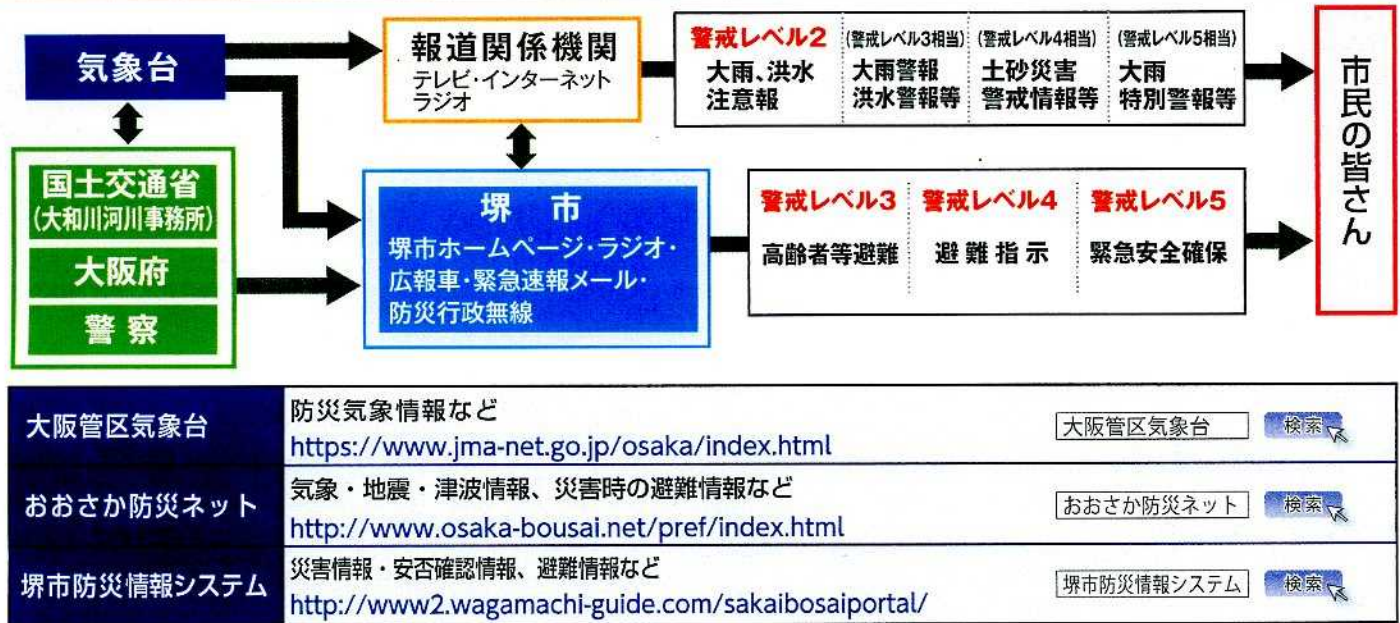


このため池ハザードマップは、貯水量が洪水の規模で想定した場合のシミュレーション結果を示しています。また、実際の貯水量や地形の傾斜、周辺の土地利用状況により変わる可能性があります。

自宅周辺の浸水状況に応じた避難（浸水の深さと避難行動）



避難情報の伝達経路と入手先



避難情報ととるべき行動

避難情報	警戒レベル	状況	とるべき行動
緊急安全確保	警戒レベル5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保! 命を守るための最善の行動をとる。
避難指示	警戒レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難 避難所など安全な場所へ避難する。安全に避難できない場合は、自宅内の上階へ移動するなど、命を守る行動をとる。
高齢者等避難	警戒レベル3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 高齢の方や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者は避難を開始する。その他の方は、すぐに避難できるよう準備する。

ため池の異常に気づいたら… **すぐに連絡・通報!**

農業土木課

最新情報は随時、更新していますので、下記QRコードよりご参照ください。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1
(代表) TEL 072-233-1101
(直通) TEL 072-228-6972



ため池ハザードマップ

配架資料番号 1-16-21-0136 令和3年12月発行

各自治会長 様

堺市 南区役所 自治推進課長

環境美化活動に伴うごみ等の収集申込みについて

皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、本市の環境美化行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和4年度の環境美化活動に伴うごみ処理を円滑に行うため、下記の事項を遵守していただき、『美化清掃活動ごみ収集依頼書』をご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 環境美化活動とは
美しいまち、住みよいまちづくりを推進するため、自治会や各種団体等が自主的に実施する公共地の草刈りや側溝の清掃、散乱ごみ等を収集する清掃活動です。
- ごみの出し方・注意点
 - ・ **45リットル以下の無色透明・白色半透明のごみ袋**に、汚泥等については、片手で持ち上がる程度を袋（土嚢袋可）に入れてください。
 - ・ ごみ袋に入らない**木の枝等**は、**長さ1メートル以内**に切断して、片手で持ち上がる程度に**ヒモで束ねて**ください。
 - ・ ごみ収集車が横付け可能な場所に、「環境美化活動ごみ」と分かるように自治会・団体名を紙で表示し、分別して集積してください。集積箇所数は、できるだけ少なくしてください。
- **民地内の不法投棄は収集できません。**
- **収集時間の指定はできません。**
- 実施予定日が決まりましたら、ごみ収集依頼書を提出してください。
- 環境美化活動ごみ収集日程

清掃実施日	収集日※	
月曜日～金曜日	翌日	
土曜日	日曜日は収集がないため、翌日の日曜日実施と同じ	
日曜日	第1・第3日曜日	火曜日
	第2・第4・第5日曜日	月曜日
校区（地区）行事	行事实施日の翌日（翌日が日曜日の場合は月曜日）	

※ 繁忙期（祭り、年末等）等、収集件数が多い場合は収集日が上記と異なる場合があります。

※**美化清掃活動時に不法投棄された粗大ごみを発見された場合や、雨天等で延期又は中止された場合は美化担当までご連絡ください。**また、提出後に代表者等を変更された場合も美化担当までご連絡ください。

※**カラスネット・ブルーシート等をごみにかぶせるなどしている場合は、ごみと一緒に収集してよいか依頼書のチェック欄にチェックと、当日紙を貼ってください。**提出後に決定の場合は、実施日までに美化担当までご連絡ください。なお、**チェックがない場合は収集希望なし**とさせていただきます。

（ご提出及びお問合せ先）堺市 南区役所 自治推進課 美化担当
〒590-0141 堺市南区桃山台1丁1番1号
電話 072-290-1815
FAX 072-290-1814

環境美化活動される南区の自治会・各種団体等の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、環境美化活動を実施する場合には、「堺スタイル」を守っていただきますようお願いいたします。

「堺スタイル」一部抜粋

感染予防の基本

手洗いや手指の消毒などをこまめにしましょう。むやみに顔・目・鼻・口をさわらないことが大切です。

症状がなくても、周囲に人がいる時はマスクの着用を心がけましょう。

3つの密（密閉・密集・密接）を避け、人との距離（できれば2メートル）を取りましょう。

自分や家族、周りの人の体調をよく見よう

体調が悪いときは参加を控えたりしましょう。

無症状で感染している可能性もあります。咳（せき）エチケット（マスク）を忘れずに。

お祭り・イベントなどに参加するとき

屋外でも密集しないようにしよう。

近距離で大声で会話するのは避けよう。

※ 詳しくは堺市ホームページ (<http://www.city.sakai.lg.jp/>) をご覧ください

（トップページ）新型コロナウイルスの情報はこちら

→ [新型コロナウイルス関連特設ページ](#) [新型コロナウイルスに関する基本的な情報](#)

堺スタイルで感染予防

→ [堺スタイル 感染予防を日常に—堺スタイルの実践—](#)

環境美化活動される南区の自治会・各種団体等の皆様へ

不法投棄の粗大ごみ、ご家庭等の便乗ごみは出さないでください。

清掃後のごみと一緒に、便乗ごみ（粗大ごみや家電四品目等のご家庭で不要となったごみ、事業所のごみ）を出さないでください。これらにつきましては収集いたしません。

不法投棄の粗大ごみは、収集せず、自治推進課美化担当までご連絡ください。なお、個人及び共同住宅等の敷地内の不法投棄物は、土地所有者または管理者で、ご対応をお願いいたします。

会館・集会所等の自治会で不要になった備品は、自治推進課美化担当までご相談ください。

よろしくをお願いいたします。

南区役所 自治推進課 美化担当 072-290-1815

美化清掃活動ごみ収集依頼書

令和 年 月 日

堺市長 様

区役所	南	校区名	
-----	---	-----	--

当団体において、

1 清掃活動

2 自治会行事 ()

(いずれかを○で囲んでください)

を、下記のとおり実施いたしますので、堺市
美化清掃作業にて収集処理の方依頼します。

団体名
(代表者) _____

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電 話 _____

記

排出するごみの内容	草・汚泥・散乱ごみ・その他 ()
-----------	-------------------

《ごみ集積場所付近見取図》

担当者 住所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電 話 _____

カラスネット・ブルーシート等をごみにかぶせる場合は、チェックをお願いいたします。

ごみと一緒に収集を希望

ごみと一緒に収集を希望しない

清掃活動・行事 実施予定日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	※収集希望日ではありません					

※ 雨天等で延期又は中止の場合は、南区役所 自治推進課 美化担当 までご連絡ください。

電話 072-290-1815 FAX 072-290-1814

【区役所記入欄】 自治会清掃・行事以外のごみ(家庭・事業所から出されるごみなど)を含まないように確認した。

清掃活動日以前に対象区域内の不法投棄物の有無について確認した。

管理番号 _____

区管理番号 _____

堺南自推第 2213 号
令和 4 年 2 月 4 日

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

南区長 佐 小 元 士
（ 公 印 省 略 ）

「みなみ花咲くまちづくり推進協議会」推進委員の推薦について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、南区におきましては、平成 12 年より、豊かな自然と人のつながりを活かし、花の植栽等の事業に取り組むことにより、南区を花で彩り、色彩豊かな美しいまちなみを創ることを目的に、住民のボランティア活動による「みなみ花咲くまちづくり推進事業」を実施しております。

つきましては、その活動の中心的役割を担っていただいております委員の任期が、令和 4 年 3 月 31 日をもって終了いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、別紙推薦書によりご推薦を賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 推薦人数 各校区（地区）につき 1 名
- 2 任 期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 3 推薦方法 別紙推薦書に必要事項をご記入の上、自治推進課へ提出（FAX や LINE WORKS による提出可）
- 4 推薦期日 令和 4 年 3 月 4 日（金曜）

【問合せ先】

堺市南区役所 自治推進課 担当 中川・高橋
TEL : 072-290-1803 FAX : 072-290-1814

みなみ花咲くまちづくり推進協議会 委員推薦書

校区（地区）

ふりがな

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 (自 宅) _____

(携帯電話) _____

任 期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

上記の者を当校区（地区）の委員として推薦いたします。

令和 年 月 日

校区（地区）代表者 _____

みなみ花咲くまちづくり推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「みなみ花咲くまちづくり推進協議会」と称し、事務所を堺市南区役所自治推進課内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、南区の魅力である豊かな自然と人のつながりを活かし、花の植栽等の事業に取り組むことにより、南区を花で彩り、色彩豊かな美しいまちなみを創ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1)各小学校区のコミュニティガーデンへの花の植栽事業
- (2)その他、目的の達成に必要と認められる事業

(組 織)

第4条 本会は、各小学校区代表の推進委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、南区自治連合協議会各校区代表者の推薦する者とする。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会 長 1人
- (2)副会長 2人
- (3)書 記 1人
- (4)会 計 1人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員に欠員が生じた場合は、すみやかに後任を選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 書記は、会務を記録する。

4 会計は、出納に関する一切を明瞭にするとともに、すべての収入支出をつかさどる。

(会 議)

第7条 本会の会議は、推進協議会及び役員会とする。

2 推進協議会及び役員会は、必要に応じて開催するものとし、会長がこれを招集する。

(会計監査)

第8条 本会に会計監査2人を置く。

- 2 会計監査は、役員会において推薦し、推進協議会の承認を得て選出する。
- 3 会計監査は、本会の財務を監査する。

(任期)

第9条 委員、役員及び会計監査（以下、「委員等」という。）の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前任者の任期の途中で選出された委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第10条 本会の運営に要する経費は、堺市負担金及びその他の収入をもって、これに充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、事業が終了し、第1項に規定する堺市負担金に残余が生じた場合には、会計年度終了後、速やかに堺市へ残余金を返納するものとする。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規約は、平成12年10月3日から施行する。

一部改正

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

一部改正

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

一部改正

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

令和2年度・3年度

みなみ花咲くまちづくり推進協議会 委員名簿

役職	校区（地区）名	氏名
会長	若松台	廣田 嘉毅
副会長	宮山台	花房 正子
副会長	三原台	田口 伊津代
会計	榎塚台	勝浦 悦子
書記	竹城台	大杉 忠弘
推進委員	福泉中央	西尾 美佐子
〃	美木多	中井 利彦
〃	茶山台	鍋島 孝光
〃	晴美台	渡辺 茂
〃	高倉台	溝淵 雅枝
〃	高倉台西	小林 克
〃	桃山台	高見 峰子
〃	赤坂台	島崎 光子
〃	新檜尾台	西川 純代
〃	城山台	泉 良夫
〃	原山台	松本 志津子
〃	庭代台	上迫 典
〃	御池台	金子 栄美子

防災を中心とした次世代地域人材育成委員会委員名簿

団体名	代表者名	備考
福泉中央校区自治連合会	大 仲 清 司	
宮山台校区自治会連合会	花 房 正 子	
茶山台校区自治連合会	金 山 豪 伸	
若松台校区自治連合会	原 田 正 春	
榎塚台校区自治連合会	吉 川 公 代	
晴美台校区自治連合会	柴 高 志	
高倉台校区自治連合会	大 島 知 子	
高倉台西校区自治連合会	新 原 勝 美	
三原台校区自治連合会	岸 本 啓 司	
赤坂台校区連合自治会	石 飛 明 夫	

泉北ニューデザイン推進委員会委員名簿

団体名	代表者名	備考
美木多校区自治連合会	田 中 隆 司	
上神谷地区自治連合会	槇 静 一	
竹城台校区自治連合会	太 田 奈緒美	
三原台校区自治連合会	岸 本 啓 司	
桃山台校区自治連合会	西 上 孔 雄	
新檜尾台校区連合自治会	鹿 渕 一 郎	
城山台校区連合自治会	小 田 裕 男	
原山台連合自治会	丸 田 元 紀	
庭代台校区自治連合会	松 浦 賢 治	
御池台校区連合自治会	戎 谷 悦 子	

令和4年度 堺市南区自治連合協議会 年間行事予定表

月	日	南区自治連合協議会	日	南区・その他のイベント
4月	1	定例会	6 7 7	中学校入学式 小学校入学式 支援学校（小・中学部）入学式
5月	6	堺市定例会（本庁） 【南区臨時会・新旧懇親会】		
6月	3	定例会		田んぼにGO！（田植え）
7月	1 10 31	定例会 南区ふれあいスポーツ大会 堺大魚夜市	21	一斉登校指導 区役所献血 献血街頭広報活動
8月				
9月	2	定例会		
10月	7	定例会	15・16 10	田んぼにGO！（収穫） 堺まつり 市民オリンピック
11月	4 13 27	定例会 南区ふれあいまつり 南区クリーンキャンペーン		
12月	2	定例会	22 28	区役所献血 キャンドルロードminami2022 一斉下校指導 歳末夜警激励
1月	6	堺市定例会・新年互礼会 （ホテル・アゴーラリジェンシー堺） 一泊研修会	9	成人式
2月	3	定例会		みなみ交流EKIDEN
3月	3	定例会		

※ 諸般の事情により、日時変更等の場合もありますので、ご了承ください。

令和4年度 堺市自治連合協議会・南区自治連合協議会会議日程表(予定) 令和4年度 堺市自治連合協議会・南区自治連合協議会会議日程表(予定)

(定 例 会)

(役 員 会)

堺市自治連合協議会役員会		南区自治連合協議会役員会		堺市自治連合協議会定例会		南区自治連合協議会定例会	
日 程	開催場所	日 程	開催場所	日 程	開催場所	日 程	開催場所
3月18日(金) 13:30	本庁	3月24日(木) 13:30	南区役所			4月1日(金) 13:30	南区役所 201会議室
4月22日(金) 13:30	本庁	4月28日(木) 13:30	南区役所	5月6日(金) 13:30	本庁	5月6日(金) 18:00	新田豊商店
5月20日(金) 13:30	本庁	5月26日(木) 13:30	南区役所			6月3日(金) 13:30	南区役所 201会議室
6月17日(金) 13:30	本庁	6月23日(木) 13:30	南区役所			7月1日(金) 13:30	榊文化会館 第1講座室
7月22日(金) 13:30	本庁	7月28日(木) 13:30	南区役所				
8月19日(金) 13:30	本庁	8月25日(木) 13:30	南区役所			9月2日(金) 13:30	南区役所 201会議室
9月22日(木) 13:30	本庁	9月29日(木) 13:30	南区役所			10月7日(金) 13:30	南区役所 201会議室
10月21日(金) 13:30	本庁	10月27日(木) 13:30	南区役所			11月4日(金) 13:30	南区役所 201会議室
11月18日(金) 13:30	本庁	11月24日(木) 13:30	南区役所			12月2日(金) 13:30	南区役所 201会議室
12月16日(金) 16:00	本庁	12月22日(木) 13:30	南区役所	1月定例会・新年互礼会 1月6日(金) 17:00	サテライト コフレミー		
1月20日(金) 13:30	本庁	1月26日(木) 13:30	南区役所			2月3日(金) 13:30	南区役所 201会議室
2月17日(金) 13:30	本庁	2月22日(水) 13:30	南区役所			3月3日(金) 13:30	榊文化会館 第1講座室
3月24日(金) 13:30	本庁	3月30日(木) 13:30	南区役所	4月7日(金) 13:30	総合福祉 会館		

※ 諸般の事情により、日時変更の場合もありますので、ご了承ください。

※ 諸般の事情により、日時変更の場合もありますので、ご了承ください。

堺新年互礼会	令和5年1月4日(水) 10:30	(予定)
--------	-------------------	------

堺の人口

令和4年1月1日現在

(推計人口)

人口総数	819,965	人
男	390,201	人
女	429,764	人
世帯数	367,251	世帯
面積	149.83	km ²
人口密度	5,473	人/km ²

政策企画部調査統計担当

堺の人口

令和4年1月号
NO. 467

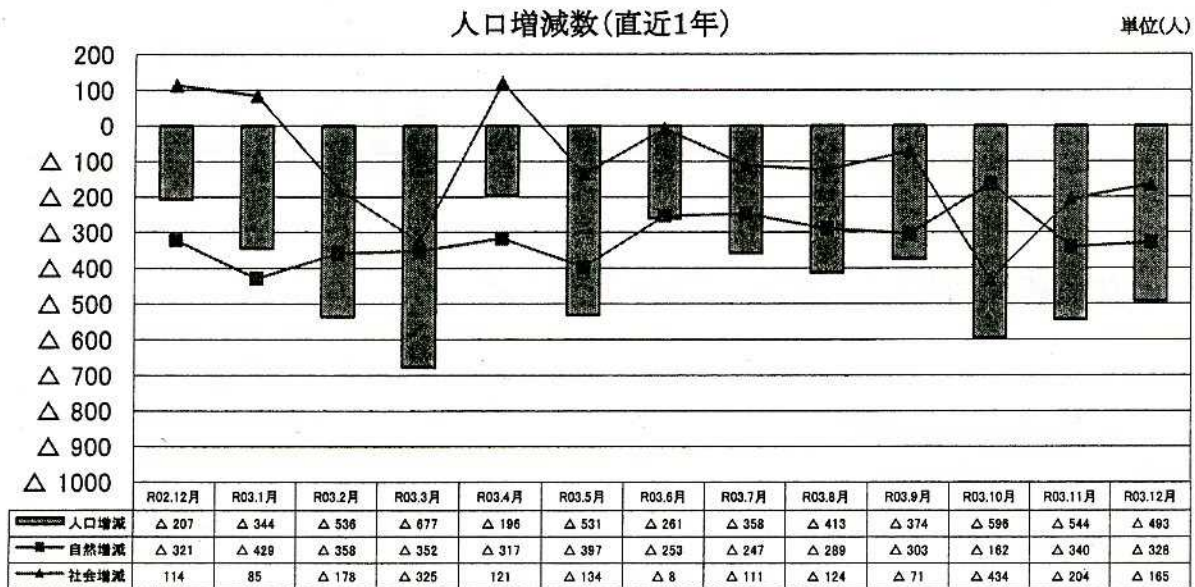
堺市政策企画部調査統計担当
Tel 072-228-7450 (直通)
<https://www.city.sakai.lg.jp/>

《推計人口》

令和4年1月1日現在の堺市の人口は819,965人で、世帯数は367,251世帯である。
前月に比べ、人口は493人減少、世帯数は46世帯減少している。

区 域	人 口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/k㎡)	面積 (k㎡)
	総 数	男	女			
全 市	819,965	390,201	429,764	367,251	5,473	149.83
堺 区	148,353	73,335	75,018	74,185	6,270	23.66
中 区	120,216	57,419	62,797	50,469	6,723	17.88
東 区	84,708	40,199	44,509	37,040	8,075	10.49
西 区	134,389	63,978	70,411	58,327	4,696	28.62
南 区	135,992	62,796	73,196	59,309	3,367	40.39
北 区	159,084	74,568	84,516	72,973	10,198	15.60
美 原 区	37,223	17,906	19,317	14,948	2,820	13.20

(注) 面積は国土地理院の公表による。



◎推計人口

推計人口 = 令和2年国勢調査結果 + 自然増減 (出生 - 死亡) + 社会増減 (転入 - 転出)
自然増減及び社会増減は住民基本台帳 (外国人住民を含む) の増減による。

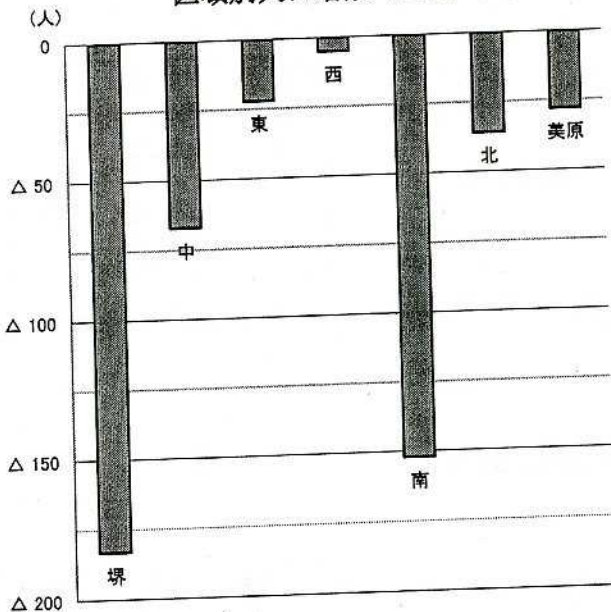
区域別人口増減

令和3年12月中 (単位：人)

区域	人増減	口数	自然動態			社会動態		
			増減数	出生	死亡	増減数	転入	転出
全市		△ 493	△ 328	428	756	△ 165	2,517	2,682
堺区		△ 183	△ 80	80	160	△ 103	505	608
中区		△ 67	△ 50	71	121	△ 17	348	365
東区		△ 22	△ 49	31	80	27	275	248
南区		△ 5	△ 42	73	115	37	425	388
西南区		△ 152	△ 77	44	121	△ 75	298	373
北区		△ 36	△ 2	118	120	△ 34	547	581
美原区		△ 28	△ 28	11	39	0	119	119

(備考) 住民基本台帳人口 (外国人住民を含む)。転入及び転出には職権処理などを含む。

区域別人口増減 (令和3年12月中)



政令市人口比較 (推計人口)

令和3年12月1日現在

都市名	人口 (人)
横浜市	3,773,982
大阪市	2,748,839
名古屋市	2,325,281
札幌市	1,972,586
福岡市	1,619,767
川崎市	1,539,352
神戸市	1,515,907
京都市	1,451,958
さいたま市	1,333,195
広島市	1,195,376
仙台市	1,096,993
千葉市	977,657
北九州市	930,638
堺市	820,458
浜松市	786,286
新潟市	783,422
熊本市	738,164
相模原市	725,663
岡山市	721,541
静岡市	687,748

《住民基本台帳人口 (外国人住民を含む)》

区域別人口

令和3年12月末現在

区域	人口 (人)			世帯数 (世帯)
	総数	男	女	
全市	826,158	395,818	430,340	397,237
堺区	146,354	71,783	74,571	78,497
中区	121,308	58,790	62,518	56,179
東区	86,200	41,103	45,097	40,045
南区	136,856	65,955	70,901	64,236
西南区	138,682	64,523	74,159	65,056
北区	158,757	75,152	83,605	76,048
美原区	38,001	18,512	19,489	17,176